

令和 2 年度版

白河地方広域市町村圏の概要

白河地方広域市町村圏整備組合

目 次

沿 革	1
位 置 図	3
圏 域 図	4
市町村人口の推移	5
組合のあゆみ	6

【 執 行 機 関 及 び 議 会 】

役員・議会議員	10
---------	----

【組織及び負担割合 予算・決算】

組織機構図	12
各施設（各課）の所在地	13
共同処理事務と負担割合	14
一般会計予算・決算	15
特別会計予算・決算	16

【 広 域 行 政 事 務 】

事 務 局	18
（1）総務課	
1） 組合市町村との連絡調整に関する事	19
2） 救急医療運営費補助事業に関する事	19
3） 介護認定審査会の設置・運営等に関する事	20
4） 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関する事	22
5） 情報通信ネットワークの整備・管理及び 情報センターの設置、運営管理に関する事	24
6） 白河地方土地開発公社に関する事	25
7） 新白河広域観光連盟に関する事	26
8） 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関する事	27
（2）衛生課（ごみ・し尿処理事業）	
1） 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事	28
（3）滞納整理課（滞納処理事業）	
1） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、組合 市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案 のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することと なった事案に係る滞納整理に関する事	36
（4）用水供給課（水道用水供給事業）	
1） 水道用水供給施設の設置及び経営に関する事	38

【 消 防 事 務 】

消防本部	46
（1）組織等	
1） 消防組織	46
2） 広域消防力分布図	47
3） 所属別階級別配置状況	48
4） 階級別勤続年数	49
（2）出動状況等	
1） 市町村別火災発生状況	50
2） 市町村別火災原因状況	52
3） 過去 5 年間の火災状況	53
4） 発生場所別救急出動状況・署別救急出動状況	54
5） 月別救急出動状況・市町村別救急業務実施状況	56

沿 革

■ 歴史

白河地方は、古来より奥州への玄関口として栄えてきた。5世紀頃になると蝦夷の勢力が増大したので、その南下を防ぐため「白河の関」が設置されたと伝えられ、軍事的にも重要な拠点であった。

1869年（明治2年）に版籍奉還により白河県が置かれた。1871年（明治4年）には二本松県に統合され、その後、福島県となった。

1878年（明治11年）の郡区、町村編成法や、1887年（明治20年）の町村制施行、1955年（昭和30年）の町村合併（昭和の合併）、更には2005年（平成17年）に白河市、表郷村、大信村及び東村の合併（平成の合併）により、当地方は白河市を中核として、西白河郡（矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村）と東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）の1市4町4村となり、現在に至っている。

■ 圏域の指定、設立

昭和44年、県下で最初に「白河地方広域市町村圏」の指定を受け、同年10月に「白河地方広域市町村圏協議会（1市1町6村）」が設立される。

昭和45年9月1日に白河市及び西白河郡（1市1町6村）を構成市町村として「白河地方広域市町村圏整備組合」が発足、昭和46年1月に東白川郡（3町1村）が加入し、1市4町7村が組合構成市町村となった。

その後、平成17年11月7日の白河市、表郷村、大信村及び東村の合併により、組合構成市町村が1市4町4村となった。

当圏域は、国、県はもとより構成市町村の相互理解のもとに、広域的に実施することが効率的な情報通信ネットワーク事業、救急医療運営費補助事業の実施、介護認定審査会及び障害者介護給付費等支給審査会の運営、消防・救急業務などについて大きな成果を上げてきた。

このような中で、より効率的な事業運営を行うことを目的とし、平成24年4月1日、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団と統合し、廃棄物処理施設の設置運営及び廃棄物処理業務（ごみ処理、し尿処理）、水道用水供給事業を業務に加え、また、平成26年10月1日からは滞納整理事業を加え、更なる広域行政連携のための施策を展開している。

■ 人口

国勢調査結果からみた圏域人口の推移は、組合設立時の昭和45年140,772人から昭和50年に140,375人まで減少し、その後、昭和55年に142,376人、昭和60年147,999人、平成7年154,858人、平成12年155,015人と15万人を突破し増加傾向にあったが、平成17年153,347人、平成22年150,117人と減少傾向に転じ、平成27年には4.02%減の144,080人と15万人を割り込み減少傾向にある。

圏域における方部別人口の平成27年の平成22年に対する伸び率をみると白河市で4.31%減少し、西白河郡では1.88%の減少、東白川郡では6.53%の減少と、西白河郡の西郷村を除き、全体的に減少している。

なお、県平均の伸び率も5.7%減少している。

■ 地勢

首都圏から東北圏への入口にあたる福島県の最南端に位置し、栃木県及び茨城県に接している県境で、面積は1,233.08k㎡である。

東部に阿武隈山系、西部に奥羽山系、南部に八溝山系があり、ほぼ中央を北に向かって流れる阿武隈川と南部を南東に向かって流れる久慈川の流域に沿って平野部が開けている。

主な山岳としては、阿武隈山系には朝日山(797m)、八溝山系には八溝山(1,022m)、奥羽山系には三本槍岳(1,917m)、大白森山(1,642m)及び甲子山(1,549m)などがあり、丘陵地を形成している。

■ 気候

気象は、複雑な地形と山系の隣接によって、山岳気象の影響を強く受け、西白河地域では、比較的冷涼で気温が低く、降雨量が多いのに対し、東白川地域は、山岳気象の影響を受けず、温暖で降雪は極めて少ない。

平成30年における年間平均気温は、12.7℃(福島地方気象台)で、全域的には高原性のさわやかな気候といえる。

位 置 図

都道府県名 福島県

圏 域 名 白河地方広域市町村圏

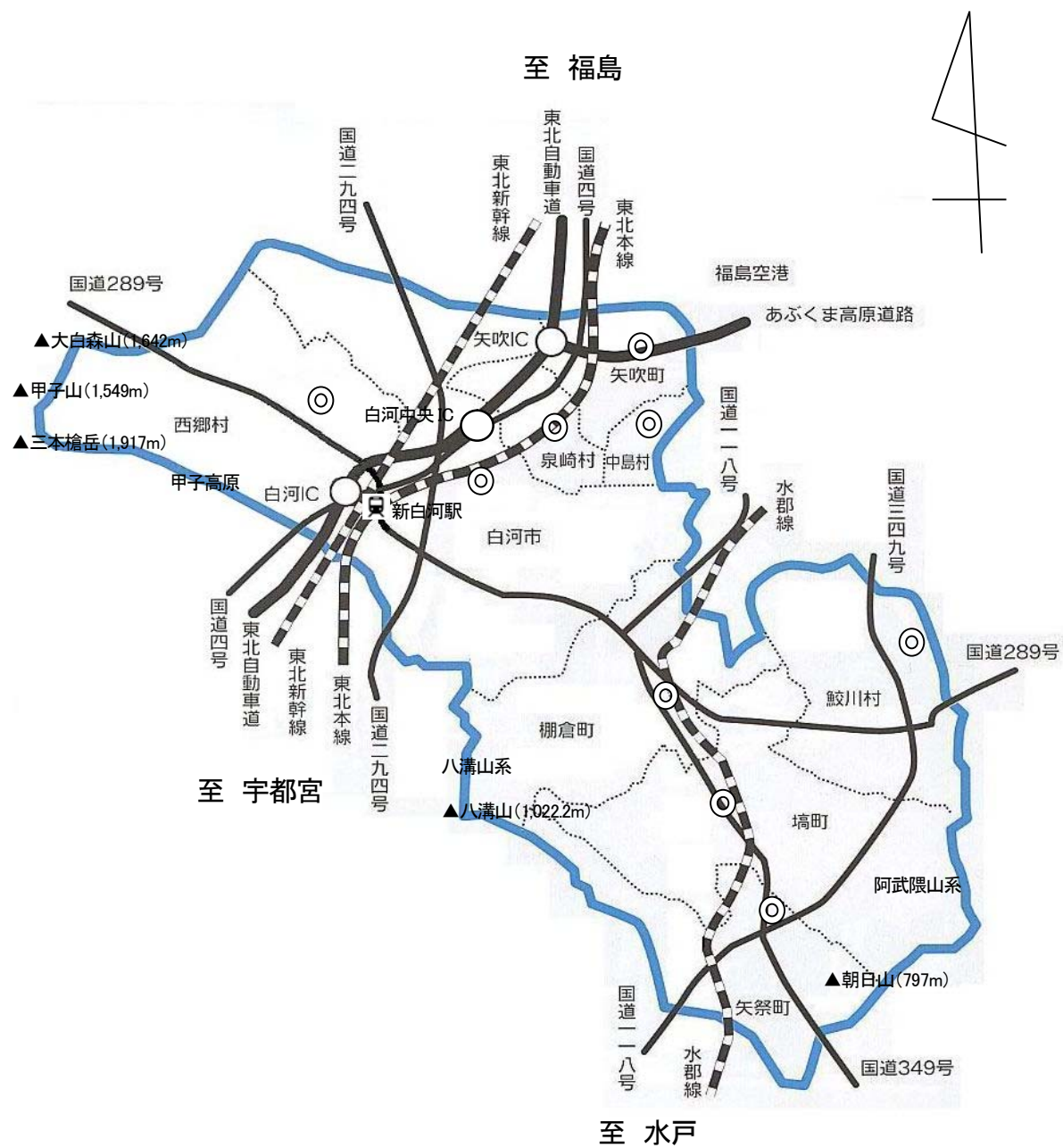


広域市町村圏

白河地方広域市町村圏

構成市町村名		面積
		(R2. 4. 1現在) km ²
	白 河 市	305. 32
西 白 河 郡	矢 吹 町	60. 40
	西 郷 村	192. 06
	泉 崎 村	35. 43
	中 島 村	18. 92
東 白 川 郡	棚 倉 町	159. 93
	矢 祭 町	118. 27
	塙 町	211. 41
	鮫 川 村	131. 34
合 計		1, 233. 08

圏 域 図



凡例：◎は市町村役場所在地

市 町 村 人 口 の 推 移

市町村名	人 口	世 帯	面 積	人 口 密 度	国 勢 調 査 時 の 人 口 比 較			
	令和 2 年 4 月 (人)	令和 2 年 4 月 (戸)	令和 2 年 4 月 (k m ²)	1 k m ² あたり (人)	平成 2 7 年 (人)	平成 2 2 年 (人)	増減 (人)	増減 (%)
白 河 市	59,406	23,547	305.32	194.6	61,913	64,704	△ 2,791	△ 4.31
矢 吹 町	16,866	6,037	60.40	279.2	17,370	18,407	△ 1,037	△ 5.63
西 郷 村	20,457	7,598	192.06	106.5	20,322	19,767	555	2.81
泉 崎 村	6,229	2,172	35.43	175.8	6,495	6,802	△ 307	△ 4.51
中 島 村	4,816	1,498	18.92	254.5	5,001	5,154	△ 153	△ 2.97
棚 倉 町	13,395	4,810	159.93	83.8	14,295	15,062	△ 767	△ 5.09
矢 祭 町	5,451	1,925	118.27	46.1	5,950	6,348	△ 398	△ 6.27
塙 町	8,315	2,975	211.41	39.3	9,157	9,884	△ 727	△ 7.36
鮫 川 村	3,055	1,001	131.34	23.3	3,577	3,989	△ 412	△ 10.33
計	137,990	51,563	1,233.08	111.9	144,080	150,117	△ 6,037	△ 4.02

資料：人口、世帯、面積等は、福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）より抜粋

組 合 の あ ゆ み

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和44年 6月	自治省から「白河地方広域市町村圏」の指定を受ける 対象市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 （1市1町6村）	
〃 10月	白河地方広域市町村圏協議会設立 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 （1市1町6村）	
昭和45年 9月	一部事務組合設立許可 （福島県指令地885号） 白河地方広域市町村圏整備組合発足 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 （1市1町6村）	一部事務組合設立許可 （福島県指令地885号） 規約に掲げる共同処理事務内容 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 青少年健全育成施設の設置及び運営に関すること。 ◎ 道路補修センター及び農業機械化センターの設置並びに運営に関すること。 ◎ 常備消防の設置及び運営に関すること。 ◎ 救急施設の設置及び運営に関すること。 ◎ 老人福祉センターの設置及び運営に関すること。
昭和46年 1月	棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村の組合加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村 （1市4町7村）	規約の一部変更 （東白川郡4町村を追加）
〃 3月	白河地方広域市町村圏基本構想・第1期基本計画策定	
〃 4月	白河地方広域市町村圏整備組合機械運営センター発足	
〃 4月	白河地方広域市町村圏消防本部及び白河消防署発足	
昭和47年 4月	白河地方広域市町村圏の常備消防体制確立 （矢吹・西郷・東・棚倉・塙・矢祭の各分署及び鮫川出張所の開設）	
昭和48年 1月		規約の一部変更 （消防関係の共同処理事務内容の整理） ◎ 消防に関すること。（ただし、消防団に関するものを除く。）。 ※常備消防及び救急施設を消防に統一。
〃 4月	老人福祉センター「ことぶき荘」「さざり荘」開設	
昭和49年～	市町村職員研修の実施	
昭和50年 4月	白河消防署表郷出張所の開設	
昭和51年 7月	機械運営センター農業機械部門縮小	
昭和52年 4月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 研修に関すること。（組合市町村の任命権者が行うものを除く。）
昭和54年 3月	白河地方広域市町村圏計画、第2期基本計画策定	
〃 3月	広報「広域圏だより」創刊	

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和54年 4月	棚倉分署を消防署に、鮫川出張所及び表郷出張所を分署に昇格 大信救急分遣所、矢祭救急分遣所を開設	
昭和55年 3月	白河地方新広域市町村圏計画策定	
〃 4月	矢吹分署を消防署に昇格	
昭和56年	福島県から「地場産業振興モデル地域」の指定を受ける。	
昭和57年 6月	県南地域地場産業振興計画策定	
昭和58年 4月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を削除） ◎ 老人福祉センターの設置運営事務を廃止。 （大信・鮫川村） ※組合規約変更に伴う財産処分：老人施設・バス。 ◎ 青少年健全育成施設の設置運営事務を廃止。 ◎ 機械運営センターの農業機械部門を廃止。 ※昭和50年に農業機械部門が廃止されたことによる。
昭和58年 6月	新白河広域観光連盟の事務局が移管される	
〃 12月	自治省から「地域経済活性化対策推進地域」の指定を受ける	
昭和59年	白河地域経済活性化計画策定	
昭和61年 4月	第二次救急医療運営費補助事業を実施	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 救急医療運営費補助事業に関すること。
〃 10月	組合新庁舎完成 白河地方広域市町村圏消防本部、事務局及び白河消防署庁舎となる	
昭和62年 3月	白河地方広域市町村圏要覧の発行	
〃 4月	泉崎中島分遣所の開設 棚倉消防署矢祭救急分遣所を矢祭分署に、白河消防署大信救急分遣所を大信分遣所に昇格	
平成 3年 3月	第三次白河地方広域市町村圏計画策定	
平成 4年 4月	泉崎中島分遣所を分署に昇格	
平成 7年 4月	大信分遣所を分署に昇格	
平成11年 5月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条まで及び第37条に規定する介護認定審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
〃 10月	準備要介護認定審査会設置、要介護度の事前審査判定開始	
平成12年 4月	介護認定審査会設置、要介護度の審査判定開始	
平成13年 2月	第四次白河地方広域市町村圏計画策定	
〃 3月	機械運営センターを廃止	規約の一部変更 （共同処理事務内容を削除） ◎ 道路補修センターの設置並びに運営に関すること。
平成14年12月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村に限る。）

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
平成16年 1月	白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク運用開始	
〃 4月		規約の一部変更 （経費の支弁方法を追加） ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関する経費負担及びその他の経費負担を追加。
平成18年 3月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条に規定する障がい程度区分認定審査会の設置、運営並びにそれに必要な業務に関すること。
〃 6月	障がい程度区分認定審査会設置・障がい程度区分の審査判定開始	
平成23年 1月	広報「広域圏だより」第83号をもって廃刊	
〃 3月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加削除） ※追加 ◎ 組合市町村との連絡調整に関すること。 ※削除 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 研修に関すること。（組合市町村の任命権者が行うものを除く。）
〃 3月11日	東日本大震災	
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴う規約変更	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 廃棄物処理施設の設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。）。 ◎ 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）
〃 4月1日	組 合 統 合	
平成25年10月	障がい者支援に関する制度改正に伴う共同処理事務の表記内容変更 （旧）障害者自立支援法 →（新）障害者総合支援法（略称）	規約の一部変更 （共同処理事務の掲載内容を変更） ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
平成26年 3月	東日本大震災により発生した災害廃棄物145,547 t（H23～H25年度）の処理完了	
〃 7月	構成市町村から地方税に係る滞納事案の整理を引き受けるため、滞納整理部門の設置に伴う共同処理事務を追加	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。
〃 10月	滞納整理事業開始	

執 行 機 関
及 び 議 会

白河地方広域市町村圏整備組合役員・議会議員名簿

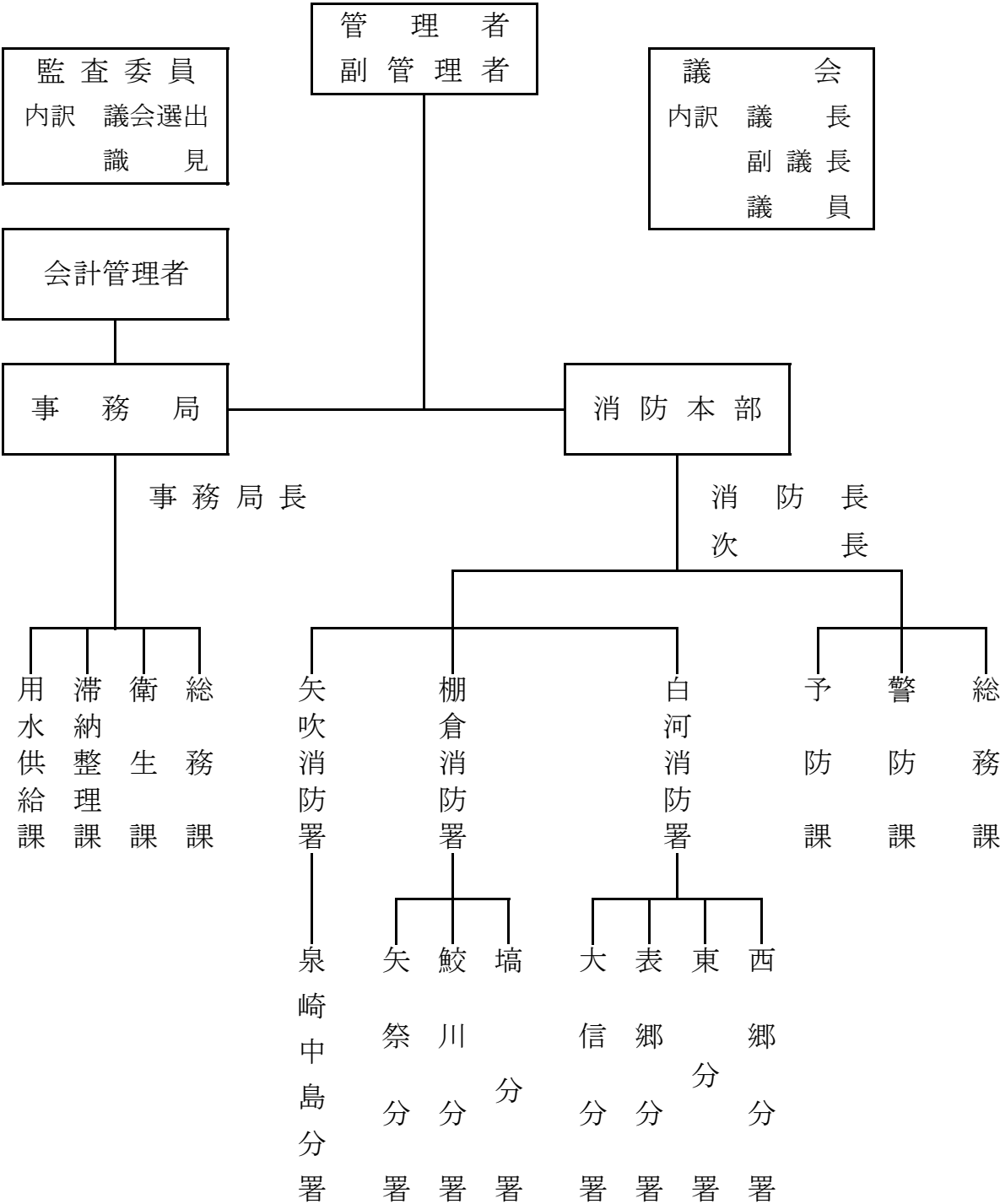
令和2年5月29日現在

役 職 名	現 職	氏 名	備 考
管理者	白 河 市 長	鈴 木 和 夫	
代表副管理者	泉 崎 村 長	久 保 木 正 大	
代表副管理者	棚 倉 町 長	湯 座 一 平	
副管理者	矢 吹 町 長	蛭 田 泰 昭	
副管理者	西 郷 村 長	高 橋 廣 志	
副管理者	中 島 村 長	加 藤 幸 一	
副管理者	矢 祭 町 長	佐 川 正 一 郎	
副管理者	塙 町 長	宮 田 秀 利	
副管理者	鮫 川 村 長	関 根 政 雄	
監査委員	議 会 選 出 監 査 委 員	真 船 正 康	
監査委員	識 見 監 査 委 員	鈴 木 政 則	
議席番号	現 職	氏 名	備 考
1	白 河 市 議 会 議 員	鈴 木 裕 哉	
2	白 河 市 議 会 議 員	高 畠 裕	
3	白 河 市 議 会 議 員	北 野 唯 道	
4	白 河 市 議 会 議 長	菅 原 修 一	副議長
5	矢 吹 町 議 会 議 長	角 田 秀 明	
6	矢 吹 町 議 会 副 議 長	鈴 木 浩 一	
7	西 郷 村 議 会 議 長	真 船 正 康	監査委員
8	西 郷 村 議 会 副 議 長	鈴 木 武 男	
9	泉 崎 村 議 会 議 長	鈴 木 清 美	
10	泉 崎 村 議 会 副 議 長	岡 部 英 夫	
11	中 島 村 議 会 議 長	藤 田 利 春	
12	中 島 村 議 会 議 員	小 室 辰 雄	
13	棚 倉 町 議 会 議 長	須 藤 俊 一	
14	棚 倉 町 議 会 副 議 長	佐 川 裕 一	
15	矢 祭 町 議 会 議 長	藤 田 玄 夫	
16	矢 祭 町 議 会 副 議 長	緑 川 裕 之	
17	塙 町 議 会 議 長	割 貝 壽 一	議長
18	塙 町 議 会 副 議 長	鈴 木 孝 則	
19	鮫 川 村 議 会 議 長	星 一 彌	
20	鮫 川 村 議 会 副 議 長	宗 田 雅 之	

組 織 及 び
負 担 割 合
予 算 ・ 決 算

白河地方広域市町村圏整備組合組織機構図

令和2年4月1日現在



白河地方広域市町村圏整備組合 各施設（各課）の所在地

事 務 局			TEL	0248(22)1145
	総 務 課	〒961-0975	FAX	0248(27)2119
		白河市立石山15番地1		
	滞 納 整 理 課		TEL	0248(21)1260
	衛 生 課	〒961-0023	TEL	0248(28)3558
		白河市亀石1番地		
		西白河地方クリーンセンター 西白河地方リサイクルプラザ		
		白河地方清掃センター	〒961-0051 白河市大牛埴41番地	FAX
	西郷埋立処分場	〒961-8001 西郷村大字羽太字弥六林地内		
	用 水 供 給 課	〒961-8071	TEL	0248(25)5395
芝 原 浄 水 場		西郷村大字真船字芝原47番地11	FAX	0248(25)5397
消 防 本 部			TEL	0248(22)2157
			FAX	0248(23)3999
	白 河 消 防 署	〒961-0975	TEL	0248(22)2155
		白河市立石山15番地1	FAX	0248(23)6200
	白河消防署西郷分署	〒961-8091	TEL	0248(25)2534
		西郷村大字熊倉字折口原40番地	FAX	0248(25)0494
	白河消防署東分署	〒961-0303	TEL	0248(34)3161
		白河市東釜子字枇杷山28番地52	FAX	0248(34)2999
	白河消防署表郷分署	〒961-0403	TEL	0248(32)3432
		白河市表郷番沢字吉ノ目35番地2	FAX	0248(32)3999
	白河消防署大信分署	〒969-0303	TEL	0248(46)2347
		白河市大信下小屋字段ノ原29番地1	FAX	0248(46)2899
	棚 倉 消 防 署	〒963-6131	TEL	0247(33)4522
		棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘73番地	FAX	0247(33)7499
	棚倉消防署塙分署	〒963-5411	TEL	0247(43)1219
		塙町大字上石井字仲堀220番地	FAX	0247(43)0994
	棚倉消防署鮫川分署	〒963-8401	TEL	0247(49)2119
		鮫川村大字赤坂中野字道少田13番地1	FAX	0247(49)2399
	棚倉消防署矢祭分署	〒963-5119	TEL	0247(46)2119
矢祭町大字小田川字春田1番地1		FAX	0247(46)2791	
矢 吹 消 防 署	〒969-0222		TEL	0248(42)3762
	矢吹町八幡町452番地		FAX	0248(42)3999
	矢吹消防署泉崎中島分署	〒969-0103	TEL	0248(53)2978
泉崎村大字北平山字下原12番地2		FAX	0248(53)2899	

共同処理事務と負担割合

共同処理事務	負担割合
1. 組合市町村との連絡調整に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
2. 消防に関すること（消防団に関するものを除く。）。	地方交付税法（昭和25年法律第211号）第12条に規定する消防費の政令指定にかかる基準財政需要額割
3. 救急医療運営費補助事業に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
4. 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条及び第37条に規定する介護認定審査会の設置・運営並びにそれに必要な業務に関すること。	均等割 20% 審査件数割 80%
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。	均等割 20% 審査件数割 80%
6. 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村に限る。）。	①ネットワーク敷設工事経費 均等割 20% 人口割 40% 延長割（組合市町村内敷設の延長） 40% ②ネットワーク維持管理経費 均等割 20% 人口割 80% ③情報センターの設置、運営管理経費 均等割 20% 人口割 80% ④その他前各号に該当しない経費 議決により定める。
7. 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。）。	①し尿処理経費 人口割 30% 利用実績割 70% ②ごみ処理経費 人口割 30% 利用実績割 35% 年間運行台数割 35%
8. 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）。	①義務的経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078% ②浄水経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078%
9. 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。	滞納額割 経費の30%相当額 徴収金額割 経費の70%相当額

※その他の取扱事務

- 1) 白河地方土地開発公社に関すること。
- 2) 新白河広域観光連盟に関すること。
- 3) 白河地方福祉有償運送等運営協議会に関すること。

令和2年度 一般会計 当初予算

(歳入)

(単位:千円)

款	令和2年度	令和元年度	比較	増減率	備考
1. 分担金及び負担金	3,331,010	3,498,219	△ 167,209	△ 4.78%	
2. 使用料及び手数料	265,785	260,710	5,075	1.95%	
3. 国庫支出金	8,344	127,075	△ 118,731	△ 93.43%	
4. 県支出金	2,439	2,366	73	3.09%	
5. 財産収入	60	561	△ 501	△ 89.30%	
6. 寄附金	1	1	0	0.00%	
7. 繰入金	32,760	167,400	△ 134,640	△ 80.43%	
8. 繰越金	16,160	16,160	0	0.00%	
9. 諸収入	60,098	65,813	△ 5,715	△ 8.68%	
10. 組合債	66,300	476,600	△ 410,300	△ 86.09%	
歳入合計	3,782,957	4,614,905	△ 831,948	△ 18.03%	

(歳出)

(単位:千円)

款	令和2年度	令和元年度	比較	増減率	備考
1. 議会費	627	650	△ 23	△ 3.54%	
2. 総務費	365,940	373,370	△ 7,430	△ 1.99%	
3. 民生費	53,886	54,760	△ 874	△ 1.60%	
4. 衛生費	1,310,026	1,736,627	△ 426,601	△ 24.56%	
5. 消防費	1,933,179	2,349,538	△ 416,359	△ 17.72%	
6. 公債費	99,099	79,760	19,339	24.25%	
7. 予備費	20,200	20,200	0	0.00%	
歳出合計	3,782,957	4,614,905	△ 831,948	△ 18.03%	

一般会計 歳入歳出決算

(歳入)

(単位:千円)

款	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
1. 分担金及び負担金	3,296,190	3,379,587	3,336,364	3,248,268	3,268,901
2. 使用料及び手数料	272,426	267,019	268,083	266,009	262,949
3. 国庫支出金	12,429	14,536	10,069	68,332	10,762
4. 県支出金	3,150	3,148	3,140	3,803	93,988
5. 財産収入	1,580	1,575	1,223	758	551
6. 寄附金	0	0	500	-	-
7. 繰入金	150,540	-	-	-	-
8. 繰越金	133,607	135,726	151,748	313,723	190,090
9. 諸収入	102,573	121,194	110,034	113,922	112,775
10. 組合債	214,500	33,100	56,800	81,300	44,300
歳入合計	4,186,995	3,955,885	3,937,961	4,096,115	3,984,316

(歳出)

(単位:千円)

款	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
1. 議会費	553	539	540	548	478
2. 総務費	365,365	395,671	358,358	302,549	259,689
3. 民生費	48,980	54,567	54,927	55,899	56,171
4. 衛生費	1,292,336	1,276,077	1,320,644	1,404,359	1,284,349
5. 消防費	2,139,569	1,816,294	1,780,839	1,895,298	1,807,113
6. 公債費	176,285	279,130	286,928	285,713	262,793
7. 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	4,023,088	3,822,278	3,802,236	3,944,366	3,670,593

令和 2 年度 特別会計 当初予算

(単位：千円、税込)

年度	収益の収入		収益の支出		資本の収入		資本の支出	
令和 2 年度	営 業 収 益	726,054	営 業 費 用	844,435	企 業 債	107,100	建 設 改良費	107,235
	営業外収益	384,014	営業外費用	95,030	—	—	企業債 償還金	372,264
	特 別 利 益	48,265	特 別 損 失	1	—	—	—	—
	—	—	予 備 費	5,000	—	—	—	—
	用水供給 事業収益計	1,158,333	用水供給 事業費用計	944,466	資本の 収入計	107,100	資本の 支出計	479,499

特別会計 収入支出決算

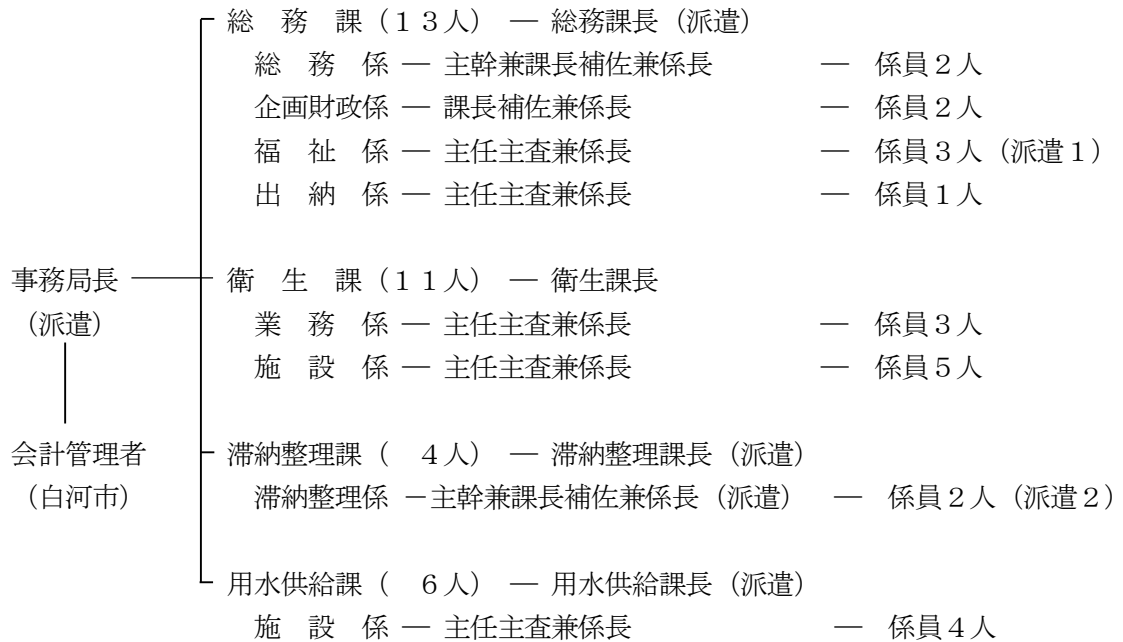
(単位：千円、税込)

年度	収益の収入		収益の支出		資本の収入		資本の支出	
令和元年度	営 業 収 益	719,454	営 業 費 用	822,292	企 業 債	33,700	建 設 改良費	33,794
	営業外収益	385,530	営業外費用	105,783	出 資 金	5,232	企業債 償還金	374,736
	特 別 利 益	50,302	特 別 損 失	0	—	—	—	—
	用水供給 事業収益計	1,155,286	用水供給 事業費用計	928,075	資本の 収入計	38,932	資本の 支出計	408,530
平成 30 年度	営 業 収 益	712,854	営 業 費 用	833,121	企 業 債	37,100	建 設 改良費	37,117
	営業外収益	385,562	営業外費用	109,311	出 資 金	6,528	企業債 償還金	371,601
	特 別 利 益	54,348	特 別 損 失	0	—	—	—	—
	用水供給 事業収益計	1,152,764	用水供給 事業費用計	942,432	資本の 収入計	43,628	資本の 支出計	408,718
平成 29 年度	営 業 収 益	712,854	営 業 費 用	928,278	出 資 金	6,467	建 設 改良費	26,292
	営業外収益	458,734	営業外費用	120,014	—	—	企業債 償還金	363,494
	特 別 利 益	54,616	特 別 損 失	0	—	—	—	—
	用水供給 事業収益計	1,226,204	用水供給 事業費用計	1,048,292	資本の 収入計	6,467	資本の 支出計	389,786

事 務 局

事務局 (R2.4.1 現在)

1 組織



2 業務

(1) 総務課

- 1) 組合市町村との連絡調整に関すること。
- 2) 救急医療運営費補助事業に関すること。
- 3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。
- 4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。
- 5) 情報通信ネットワークの整備・管理及び情報センターの設置、運営管理に関すること。
- 6) 白河地方土地開発公社に関すること。
- 7) 新白河広域観光連盟に関すること。
- 8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会に関すること。

(2) 衛生課

- 1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

(3) 滞納整理課

- 1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

(4) 用水供給課

- 1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

3 業務内容

(1) 総務課

1) 組合市町村との連絡調整に関すること。

総務課が所管する総務・財政・情報・福祉等の構成市町村長、担当課長及び担当者会議を開催し、各部門の連絡調整を図るもの。

2) 救急医療運営費補助事業に関すること。

①第二次救急医療補助事業の実施

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制確保のため、協議機関として圏域市町村、病院群、消防本部、県南保健福祉事務所、医師会で「白河地方第二次救急医療運営協議会（※1）」を設立し、4病院で構成する白河地方病院群輪番制病院協議会（※2）に運営費を補助（※3）するもの。

※1 白河地方第二次救急医療運営協議会

役職名	機 関 名 及 び 職 名	役職名	機 関 名 及 び 職 名
会 長	福島県県南保健福祉事務所長	委 員	会田病院長
副会長	白河医師会長	〃	塙厚生病院長
〃	東白川郡医師会長	〃	白河病院長
〃	白河市保健福祉部長	〃	矢吹町保健福祉課長
〃	棚倉町健康福祉課長	〃	西郷村健康推進課長
〃	白河厚生総合病院長	〃	泉崎村住民福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏整備組合 事務局長	〃	中島村保健福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏消防本部 消防長	〃	矢祭町町民福祉課長
		〃	塙町健康福祉課長
		〃	鮫川村住民福祉課長
		〃	白河地方広域市町村圏消防本部 警防課長

※2 白河地方病院群輪番制病院協議会

構 成 病 院 名	備 考
白河厚生総合病院、会田病院、塙厚生病院、白河病院	

※3 年度別病院群輪番制搬送人数及び補助金額

年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)
輪番日数	437日	437日	438日	442日	442日
搬送人数	1,838人	1,895人	1,881人	1,919人	— 人
補助金額	26,494 千円	26,372 千円	27,008 千円	26,666 千円	26,466 千円

病院群輪番制病院運営事業とは、地域内の第二次救急病院が輪番方式により、当番日に必要な診療機能及び専用病床を確保し、通常の当直体制の外に、重症・救急患者の受入に対応できる医師等を置き、その医療を確保するものです。

3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。

介 護 認 定 審 査 会

◎合議体委員内訳

	分 野		正委員	補強委員
第1合議体 第8合議体 (隔週開催)	医 療		18人	9人
		医師	16人	8人
		歯科医師	2人	1人
	保 健		12人	8人
		理学療法士	4人	3人
		作業療法士	3人	2人
		看護師	5人	3人
	福 祉		20人	15人
		特養施設職員	4人	4人
		老健施設職員	4人	4人
		介護福祉士	3人	2人
		社会福祉士	1人	1人
		介護支援専門員	8人	5人
	合 計		50人	32人
				18人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4名)	医 療	1人	精神科・神経科・内科・整形外科等の医師1人 ※1合議体のみ歯科医師1人と上記の医師1人の計2人
	保 健	1人	理学療法士・作業療法士・看護師のうちから1人
	福 祉	2人	特養施設職員・老健施設職員・介護福祉士・介護支援専門員のうちから2人 ※1合議体のみ上記のうちから1人
補強委員 (2名)	医 療	1人	医師・歯科医師のうちから1人 ※1合議体のみ2人
	保健・福祉	1人	理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員のうちから1人 ※1合議体のみ2人

※ 審査会はそれぞれ隔週1回ずつの開催となる。

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	介護認定審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師及び歯科医師」20,000円、「医師及び歯科医師以外の者」15,000円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。(組合条例)

令和元年度介護認定審査会審査実績

①審査会開催実績

(単位：回、件)

合議体 実績	第1合議体	第2合議体	第3合議体	第4合議体	第5合議体	第6合議体	第7合議体	第8合議体	合 計
開催回数	18	22	23	22	21	24	24	23	177
審査件数	638	776	825	785	742	859	855	824	6,304

②市町村別実績

(単位：件)

区分 市町村	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
白河市	5	231	427	445	536	433	392	308	2,777
矢吹町	2	56	99	99	135	109	138	68	706
西郷村	1	44	98	102	149	110	74	72	650
泉崎村	3	18	36	57	68	37	41	42	302
中島村	1	22	32	28	24	23	32	16	178
棚倉町	2	45	110	75	129	123	106	78	668
矢祭町	1	18	26	40	46	54	38	19	242
埴 町	2	71	102	94	94	95	79	45	582
鮫川村	3	17	28	27	41	35	28	20	199
合 計	20	522	958	967	1,222	1,019	928	668	6,304

③介護認定区分の変更内訳

(単位：件)

2次 1次	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
非該当	20	3							23
要支援 1		519		5					524
要支援 2			676	84	3				763
要介護 1			282	878	15				1,175
要介護 2					1,204	12			1,216
要介護 3						1,007	12		1,019
要介護 4							916	8	924
要介護 5								660	660
合 計	20	522	958	967	1,222	1,019	928	668	6,304

4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。

障 害 者 介 護 給 付 費 等 支 給 審 査 会

◎合議体委員内訳

	分 野		正委員	補強委員
	医 療	6 人	3 人	3 人
第 1 合議体	精神科医師	3 人	3 人	—
	その他の医師	3 人	—	3 人
	身体障がい	3 人	3 人	—
	障がい者支援施設職員	1 人	1 人	—
	理学療法士	1 人	1 人	—
	作業療法士	1 人	1 人	—
第 3 合議体	知的障がい	6 人	3 人	3 人
	障がい者支援施設職員	3 人	3 人	—
	社会福祉士	3 人	—	3 人
	精神障がい	3 人	3 人	—
	精神保健福祉士	3 人	3 人	—
	合 計	1 8 人	1 2 人	6 人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4 人)	医 療	1 人	精神科医師
	身体障がい	1 人	障がい者支援施設職員・理学療法士・作業療法士のうちから 1 人
	知的障がい	1 人	障がい者支援施設職員
	精神障がい	1 人	精神保健福祉士
補強委員 (2 人)	医 療	1 人	医師
	身体・知的 精神障がい	1 人	社会福祉士

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	障害者介護給付費等支給審査会は、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第 3 4 条第 1 項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第 6 0 条第 2 号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2 年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師」2 0, 0 0 0 円、「医師以外の者」1 5, 0 0 0 円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額 1, 5 0 0 円を支給する。(組合条例)

令和元年度障害者介護給付費等支給審査会審査実績

①審査会開催実績

(単位：回、件)

合議体 実績	第1合議体	第2合議体	第3合議体	計
開催回数	6	6	7	19
審査件数	124	94	121	339

②市町村別実績

(単位：件)

区分 市町村名	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	再調査	計
白 河 市	1	5	20	39	41	22	44		172
矢 吹 町			5	6	11	6	8		36
西 郷 村			4	8	9	13	7		41
泉 崎 村			3	3	4	1	5		16
中 島 村				2	1	4	4		11
棚 倉 町			4	3	6	3	6		22
矢 祭 町			3	4	4	2	3		16
塙 町			4	1	9	3	1		18
鮫 川 村				4		1	2		7
計	1	5	43	70	85	55	80		339

③審査判定内訳

(単位：件)

区分 種別	新 規	更 新	区分変更	再調査	計	有効期間内訳			
						1 2 ヶ月	2 4 ヶ月	3 6 ヶ月	計
身体障がい	16	35			51			51	51
知的障がい	30	131	3		164			164	164
精神障がい	37	32			69			68	68
難 病	2				2			2	2
身体・知的		40			40			40	40
身体・精神	2	2			4			4	4
知的・精神	1	7			8			8	8
難病・身体	1				1			1	1
難病・知的									
難病・精神									
身・知・精									
難・身・知									
難・身・精									
難・知・精									
難・身・知・精									
計	89	247	3		339			338	338
								非該当	1

④障害支援区分の変更内訳

(単位：件)

2 次 1 次	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	再調査	計
非 該 当	1								1
区 分 1		5							5
区 分 2			43	1					44
区 分 3				69	2				71
区 分 4					83				83
区 分 5						55	1		56
区 分 6							79		79
計	1	5	43	70	85	55	80		339

5) 情報通信ネットワークの整備・管理及び情報センターの設置、運営管理に関する
こと。

白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク事業

(1) 事業の目的

- ① 電子自治体実現に向け、自営光ケーブルを敷設することで、ブロードバンドネットワーク（超高速通信）環境を低コストで実現する。
- ② 各システムの設備及び運用管理コストの削減を図るため、広域ネットワーク環境を活用し、各種システムを共同利用することにより効率的かつ低コストなシステム運用を実現する。

(2) 事業の概要

1) 事業の概略

IDC フロンティア白河データセンターと各市町村役場及び公民館・学校等の公共施設を光ファイバーで接続し、総合行政ネットワーク（LGWAN）及びインターネットへの専用線接続並びに市町村学校統合型校務支援ネットワーク専用線接続を実施するとともに、電子自治体実現に向けた各種アプリケーションシステムを共同で管理運営するための環境を整備している。

2) 参加市町村

白河市・矢吹町・中島村・棚倉町・矢祭町・埴町・鮫川村
白河地方広域市町村圏整備組合

3) 敷設した光ケーブル

- ① 延長：350.14km
- ② 通信速度：幹線（100 芯）5ギガビット、支線（8 芯）100メガビット

4) 導入アプリケーション

- ① インターネット接続システム及びインターネット仮想化システム
（一般住民利用及び行政職員利用のためのインターネット環境整備）
- ② ホームページ作成システム
（住民への情報提供のためのホームページ作成システムの整備）
- ③ 総合行政ネットワーク（LGWAN）接続システム（国・県との情報通信網の整備）
- ④ 市町村学校統合型校務支援ネットワーク接続システム
（福島県教育委員会運用システムへの通信網の整備）
- ⑤ 公会計システム（内部事務の効率化）
- ⑥ 固定資産管理システム（内部事務の効率化）
- ⑦ 人事給与システム（内部事務の効率化）
- ⑧ 文書管理システム（内部事務の効率化）
- ⑨ グループウェアシステム（内部事務の効率化） 等

6) 白河地方土地開発公社に關すること。

白 河 地 方 土 地 開 発 公 社

①設立年月日 昭和48年2月12日

②機 構

理 事 長 — 副理事長（2人）— 理事（6人）— 監事（3人）

業務部（4人）

専務理事 — 出納室（2人）

※専務理事以下7人は、当組合職員が兼務

③構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・
矢祭町・塙町・鮫川村

④業 務 公有用地・公用地等の取得、管理、処分等

⑤出 資 金 1,000万円

（単位：万円）

市町村名	出資額	市町村名	出資額	市町村名	出資額
白河市	390	矢吹町	95	西郷村	85
泉崎村	55	中島村	50	棚倉町	95
矢祭町	70	塙 町	95	鮫川村	65

⑥事業実績（過去5年）

（単位：件、㎡、千円）

年度	受 託 事業数	取得面積	取得金額	完 了 事業数	売払面積	売払金額
H 2 7	2			1	17,560.75	29,686
H 2 8	1					
H 2 9	1					
H 3 0	1			1	164.61	4,055
R 元	—					

7) 新白河広域観光連盟に関すること。

新 白 河 広 域 観 光 連 盟

① 設 立 年 月 日 昭和 5 7 年 4 月 2 1 日

② 機 構
 会長 — 副会長（3人）— 監事（2人）— 会員（7人）

 事務局長 — 課長
 — 課長補佐兼係長 — 職員（2人）
 |
 観光案内所（案内スタッフ1名が常駐）
 ※事務局以下5人は、当組合職員が兼務

③ 構 成 団 体 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・矢祭町・
 塙町・鮫川村・石川町・浅川町・那須町・天栄村

④ 目 的 会員相互の連携を密にし、広域観光の推進を図る。

⑤ 業 務 1) 新白河広域観光案内所の運営
 2) 広域的観光の推進に必要な事業

令和2年度事業計画

区分	事 業 名	事 業 内 容
1	新白河広域観光案内所の運営	新白河駅構内の新白河広域観光案内所で、通年にわたり当地方の観光地等の総合案内を実施する。
2	新白河観光写真展の開催	行楽客・帰省客を対象に当地方の観光地をPRするため、各観光地の四季折々の写真を新白河駅構内にて展示する。
3	東北の観光案内所ネットワーク化業	東北の各都市の観光案内所をネットワーク化し、旅行者に対して広域観光情報を多言語で提供する体制を構築するとともに、合同研修会を通じて、観光案内所職員のスキルアップを図る。 また、首都圏の観光案内所と連携を強化し、東北への誘客や周遊促進を図る。 ①タブレットを活用した参加観光案内所とのネットワーク機能向上 ②観光案内所スタッフ等の人材育成（研修会） ③首都圏観光案内所との連携

8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関すること。

①白河地方福祉有償運送等運営協議会の目的

下記に掲げる市町村の地域における特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等（以下「NPO法人等」という。）による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録により行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため設置するもの。

別表1 構成市町村

白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村

別表2 協議会の委員

関係する地方公共団体の長又はその指名する職員	2名
公共交通に関する学識経験者	1名
関係する地域住民の代表	2名
想定される有償運送の利用者の代表	2名
関係する地域ボランティア団体の代表	2名
関係する地域の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表	4名
関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	1名
構成市町村内の福祉有償運送実施団体の代表	1名
東北運輸局福島運輸支局長又はその指名する職員	1名
福島県職員	1名
構成市町村職員の代表	3名

別表3 福祉有償事業者申請経過及び申請予定

番号	法人名	H30	R元	R2
1	社会福祉法人 白河市社会福祉協議会		更新	
2	東西しらかわ農業協同組合		更新	
3	社会福祉法人 矢吹町社会福祉協議会		更新	
4	公益財団法人 会田病院		更新	
5	社会福祉法人 西郷村社会福祉協議会		更新	
6	社会福祉法人 泉崎村社会福祉協議会		更新	
7	社会福祉法人 中島村社会福祉協議会		更新	
8	社会福祉法人 矢祭町社会福祉協議会		更新	
9	社会福祉法人 埴町社会福祉協議会		更新	
10	社会福祉法人 甲子の里福祉会			更新
11	社会福祉法人 清峰会			更新

(2) 衛生課

1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

一般廃棄物処理事業は、昭和41年1月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により「西白河地方衛生処理一部事務組合」を設立し、ごみ処理施設・し尿処理施設・埋立処分場の管理・運営並びにごみ及びし尿の収集運搬業務を実施してまいりました。

また、ごみの減量化と資源化を推進するためリサイクルプラザを建設し、資源ごみのリサイクルに取り組むとともに、埋立処分場の延命化に努めています。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、衛生課において、業務を継続しています。

1. ごみ処理事業

1) ごみ処理事業の各施設

①ごみ焼却処理事業

名 称	西白河地方クリーンセンター
所 在 地	白河市亀石1番地
竣 工 年 月 日	平成7年3月25日
構 造	鉄筋コンクリート及び鉄骨造 地下3階・地上5階 延床面積 4,097.80㎡ 車庫棟 鉄骨平屋建 延床面積 204.96㎡
施 設 運 転 管 理	委託

②廃棄物資源化事業

名 称	西白河地方リサイクルプラザ
所 在 地	白河市亀石1番地
竣 工 年 月 日	平成16年3月31日
敷 地 面 積	74,820㎡
構 造	鉄骨、一部鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階 延床面積 6,943.18㎡
施 設 運 転 管 理	委託
重 機	ホイールローダ2台、フォークリフト1台、バールクランプ3台

③埋立処分場事業

名 称	西郷埋立処分場
所 在 地	西郷村大字羽太字弥六林地内
竣 工 年 月 日	昭和56年12月28日
総 面 積	51,845㎡
埋 立 容 量	417,462m³
埋 立 面 積	28,639㎡
残 余 容 量	38,926.92m³
残余埋立期間	9.10年（令和元年12月測定）
施 設 運 営 管 理	委託
重 機	バックホウ1台、トラッシュコンパクタ1台

※ごみの分別区分（全戸配付冊子 資源とごみの正しい分け方と出し方参照）

- ・可燃ごみ → 台所の生ごみ、革製品、わりばし、草・枝
- ・古紙類等 → 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装
- ・資源ごみ → かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣類等
- ・不燃ごみ → 植木鉢、傘、ガラスくず、瀬戸物、ポット、ラジカセ、ゲーム機、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、体温計）
- ・粗大ごみ → 可燃性・不燃性粗大ごみ

2) ごみ処理の状況

(単位：t・%)

区 分		平 成				令 和
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
可燃ごみ	処 理 量	34,326	32,920	32,614	32,785	35,805
	前年度比	111.49	95.90	99.07	100.52	109.21
不燃ごみ・資源ごみ、 古紙類	処 理 量	6,107	5,768	5,586	5,497	5,498
	前年度比	105.57	94.45	96.84	98.41	100.02
計	処 理 量	40,433	38,688	38,200	38,282	41,303
	前年度比	110.55	95.68	98.74	100.21	107.89

他自治体受託分（可燃ごみ：し尿汚泥54 t＋その他632 t＝686 t）を除く

3) ごみ処理の内訳

①可燃ごみの処理量（令和元年度）

(単位：t)

市 町 村 別			白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	組合全体	
クリーンセンター処理量	生活系	収集	可燃ごみ	9,564	2,590	3,004	854	612	16,624
		可燃性粗大ごみ	23	4	7	1	1	36	
	搬入	可燃ごみ	932	108	247	78	47	1,412	
		不法投棄等減免	23	4	19	5	0	51	
		可燃性破砕物	735	192	207	67	51	1,252	
		し尿汚泥	1,152	328	234	99	175	1,988	
		郡山市受託分	－	－	－	－	－	54	
		火災廃材	10	5	10	0	0	25	
	計		12,439	3,231	3,728	1,104	886	21,442	
	事業系	許可業者収集	6,256	1,770	2,137	591	162	10,916	
		持ち込み	914	112	190	80	38	1,334	
		計	7,170	1,882	2,327	671	200	12,250	
	災害分	可燃ごみ	95	52	4	8	41	200	
		稲わら	1,466	0	0	215	174	1,855	
		木くず	70	5	0	0	0	75	
		畳くず	20	10	2	4	1	37	
		計	1,651	67	6	227	216	2,167	
	その他	石川組合受託分	－	－	－	－	－	487	
		郡山市受託分	－	－	－	－	－	115	
		玉川村受託分	－	－	－	－	－	30	
		計	0	0	0	0	0	632	
可燃ごみ 計			21,260	5,180	6,061	2,002	1,302	36,491	

②不燃・資源ごみの処理量（令和元年度）

(単位：t)

市町村別				白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	組合全体
リ サ イ ク ル	生 活 系	収 集	不燃ごみ	605	180	178	57	46	1,066
			資源ごみ	1,210	352	382	123	86	2,153
			古紙類	741	139	204	85	40	1,209
			不燃性粗大ごみ	18	4	6	1	1	30

プラザ処理量	搬入	不燃ごみ	446	61	131	34	26	698
		不法投棄等減免	6	2	6	1	0	15
	計		3,026	738	907	301	199	5,171
	事業系	許可業者収集	67	29	2	4	0	102
		持ち込み	91	9	11	4	2	117
		計	158	38	13	8	2	219
	災害分 不燃ごみ		48	41	2	7	10	108
	不燃・資源ごみ 計		3,232	817	922	316	211	5,498
	総 処 理 量		24,492	5,997	6,983	2,318	1,513	41,989

4) 資源ごみ回収実績

(単位：t)

種 別		平 成				令 和
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
古紙類等	新聞	568	556	528	478	407
	雑誌	447	408	354	361	326
	段ボール	549	524	493	489	447
	紙パック	6	5	5	5	5
	紙製容器包装	44	34	30	21	20
	シュレツダー紙	3	4	4	4	4
	衣類等	39	24	19	15	11
小計		1,656	1,555	1,433	1,373	1,220
資源ごみ	スチール缶	121	109	110	114	98
	鉄くず	428	434	409	417	442
	アルミ缶	107	106	108	114	117
	アルミくず	45	44	43	44	48
	ガラスびん類 (無色、茶、その他、生びん)	860	805	786	731	682
	ペットボトル	190	199	194	191	154
	プラスチック製容器包装類	594	577	546	518	497
	その他の資源 (小型家電等)	55	70	102	134	152
小計		2,400	2,344	2,298	2,263	2,190
合 計		4,056	3,899	3,731	3,636	3,410

5) 埋立処分量

(単位：t)

種 別	平 成				令 和
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
焼却残渣 (灰)	3,760	3,659	3,581	3,599	4,620
不燃残渣	782	709	707	639	746
災害分 (残渣類・稲わら)	0	0	0	0	512
計	4,542	4,368	4,288	4,238	5,878

6) ごみ収集計画

市 町 村 名		可燃・可燃性資源ごみ	資 源 ご み	不 燃 ご み	粗 大 ご み
白 河 市	白 河 地 区	週 2 回（月・木）	週 1 回（火）	金曜日隔週	月 2 回（指定日）
	表 郷 地 区		週 1 回（水）		月 1 回（指定日）
	大 信 地 区				
	東 地 区				週 2 回（火・金）
矢 吹 町		週 2 回（月・木）			月 2 回（指定日）
西 郷 村		週 2 回（火・金）			月 2 回（指定日）
泉 崎 村					月 1 回（指定日）
中 島 村					

7) 一般廃棄物処理手数料 (西白河地方クリーンセンター・リサイクルプラザ)

区 分	ごみ処理手数料の額 (消費税を含む)
家庭系のごみ	1. 可燃ごみ、不燃ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 ごみ袋 (令和元年10月1日改定) (1) 可燃・不燃ごみ袋 大 (45リットル・黒印刷) 20枚入り 1 束につき 7 8 6 円 (2) 可燃・不燃ごみ袋 小 (30リットル・黒印刷) 20枚入り 1 束につき 5 8 9 円 (3) 可燃・不燃ごみ袋 特小 (20リットル・黒印刷) 20枚入り 1 束につき 3 8 9 円 ※資源ごみ用指定袋 (かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、衣類等) のごみ処理手数料は無料
	2. 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを住民が直接搬入し、組合が処分する場合 (1) 可燃ごみ・10キログラム当たり 8 0 円 (2) 不燃ごみ・10キログラム当たり 9 0 円 (3) 指定有料袋での直接搬入 無 料
	3. 粗大ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 (◆粗大ごみ戸別収集制度) (1) テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、オルガン、エアコン、流し台、タンス・サイドボード (H=90cm以上) 両袖机、ソファ (2人以上)、ベッド (ダブル以上) その他これらの類似品 1 個・台・枚・式当たり 1, 0 0 0 円 (2) 電子レンジ、ワープロ、ビデオデッキ、ステレオ、扇風機、石油ストーブ、タンス・戸棚・下駄箱 (H=90cm未満)、片袖机、椅子、畳、タイヤ、ガステーブル、自転車、布団、カーペット、ベッド (シングル・セミダブル) その他これらの類似品 1 個・台・枚・式当たり 5 0 0 円
事業系のごみ	可燃ごみ、不燃ごみを事業者及び許可業者が直接搬入した場合 (1) 可燃ごみ・10キログラム当たり 9 5 円 (2) 不燃ごみ・10キログラム当たり 1 1 0 円
動物の死体	犬、猫等の死体 1 体につき 1, 0 0 0 円

8) 指定ごみ袋の規格及び販売価格等（令和元年10月1日改定）

○ごみ袋の価格

（単位：円・税込み）

袋の種類	可燃・不燃ごみ			資源ごみ （ごみ処理手数料 無料）	
色	黒			青	
規格	大	小	特小	大	小
袋の原価 （20枚入り1束）	251	178	168	249	176
ごみ処理手数料 （20枚入り1束）	786	589	389	0	0
販売手数料 （20枚入り1束）	63	63	63	63	63
小売価格 （20枚入り1束）	1,100	830	620	312	239

○ごみ袋の規格

袋 の 種 類	可燃ごみ・不燃ごみ			資 源 ご み	
規 格	大	小	特小	大	小
容 量	45ℓ	30ℓ	20ℓ	45ℓ	30ℓ
寸 法	65cm×80cm	50cm×70cm	40cm×65cm	65cm×80cm	50cm×70cm
肉 厚	0.035mm			0.025mm	
材 質	軟質ポリエチレン			硬質ポリエチレン	
透 度	透 明				

2. し尿処理事業

名 称	白河地方清掃センター
所 在 地	白河市大牛埦41番地
敷 地 面 積	8,768.1m ²
延 床 面 積	1,910.71m ²
収 集 方 法	許可業者 5業者 収集車両 20台
処 理 量	30,017kℓ (1日平均 82.2kℓ)
し尿処理手数料	収集運搬許可業者より徴収 18リットル／3円
施設運転管理	委託

1) 市町村別し尿・汚泥投入量の実績

(単位：kℓ)

市 町 村	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
白 河 市	18,176	17,888	17,371	17,221	17,386
矢 吹 町	5,034	4,964	5,040	4,834	4,958
西 郷 村	3,825	3,703	3,845	3,599	3,530
泉 崎 村	1,421	1,328	1,367	1,420	1,491
中 島 村	2,970	2,281	2,536	2,487	2,652
計	31,426	30,164	30,159	29,561	30,017

災害に伴う郡山市受託分

郡 山 市	0	0	0	0	809
-------	---	---	---	---	-----

郡山市受託分を含めた場合

計	31,426	30,164	30,159	29,561	30,826
---	--------	--------	--------	--------	--------

2) し尿・浄化槽、農業集落排水処理汚泥投入量の実績

(単位：kℓ)

種 別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し 尿	5,485	5,322	4,599	4,249	4,340
浄化槽汚泥	18,841	18,422	18,812	18,404	18,578
農 集 汚 泥	7,100	6,420	6,748	6,908	7,099
計	31,426	30,164	30,159	29,561	30,017

災害に伴う郡山市受託分

し 尿	0	0	0	0	802
浄化槽汚泥	0	0	0	0	7
農 集 汚 泥	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	809

郡山市受託分を含めた場合

し 尿	5,485	5,322	4,599	4,249	5,142
浄化槽汚泥	18,841	18,422	18,812	18,404	18,585
農 集 汚 泥	7,100	6,420	6,748	6,908	7,099
計	31,426	30,164	30,159	29,561	30,826

3) 汚泥処理量の実績

(単位：t)

種 別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
焼 却 処 理	1,860	1,624	1,628	1,544	2,042

※原発事故の影響により、汚泥の放射性セシウム濃度が200Bq/kgを超えていたため、平成23年7月から
は肥料としての緑農地還元は行わず、西白河地方クリーンセンターでの焼却処分としている。

(旧) 西白河地方衛生処理一部事務組合のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和41年 1月	西白河地方衛生処理一部事務組合設立（1市1町6村） 白河市独自で建設した白河市清掃センター（し尿処理施設 昭和37年竣工 36kℓ／日）を組合に無償移管する
昭和42年 9月	白河市独自で建設した「し尿処理施設 昭和42年 9月竣工 45kℓ／日」を組合に無償移管する
昭和45年 4月	ごみ焼却施設 25 t 炉（12.5 t × 2 機械バッチ）竣工（組合で建設）
〃 11月	白河市独自で建設した白河市ごみ焼却場（15 t 炉）及び収集車両 4 台を組合に無償移管し、ごみの広域収集始まる
昭和50年 4月	ごみ焼却施設 50 t 炉（25 t × 2 機械バッチ）竣工 75 t／日処理体制となった
昭和54年12月	し尿処理施設 40kℓ/日竣工 121 k ℓ／日処理体制となった
昭和55年 8月	浸出液処理施設を備えた西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事着工
昭和56年12月	西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事竣工
昭和57年10月	白河地方隔離病舎組合の解散により、組合が隔離病舎の運営を引き継ぐ
昭和60年 5月	可燃ごみ排出量の急増及び「新ごみ焼却施設建設工事の遅れ」等により、現有施設の焼却対応能力が著しく不足したことから、一般家庭のごみ収集体制や事業系搬入ごみの受け入れ業務に支障がでてきたため、ごみ減量化及び分別排出・分別収集を促進するため、可燃ごみ・不燃ごみの2分別方式による指定袋収集制度を検討し、5月に西郷村が開始し、翌年4月にかけて順次構成市町村で施行となった
平成 4年 7月	ごみ焼却施設「西白河地方クリーンセンター」建設工事着工 （白河市字亀石1番地）
平成 7年 3月	西白河地方クリーンセンター建設工事竣工
〃 4月	組合事務所を白河市字藤沢23番地から白河市字亀石1番地に移転
平成 9年10月	容器包装リサイクル法施行（7品目）
平成10年 4月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」整備工事着工
〃 8月	8月27日に組合管内地域で集中豪雨による災害が発生し、構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受けた 「災害ごみ 5,890 t 発生」
平成11年 4月	伝染病予防法の廃止に伴い、白河地方隔離病舎の用途を廃止する
〃 7月	ごみ処理有料化の施行に先立ち、有料袋サンプルを全世帯に無料配付し試行実施
〃 10月	分別排出・分別収集によるごみ処理有料化の施行及び粗大ごみの戸別収集開始

年 月	あゆみ
平成12年 1月	ダイオキシン類特別措置法施行「小型焼却炉使用規制」
〃 3月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」改修工事竣工
〃 4月	容器包装リサイクル法の完全施行により、資源ごみ10品目の分別排出・分別収集を実施
〃 5月	白河地方清掃センター「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事着工
平成13年 4月	組合独自に不法投棄監視員を配置 廃棄物処理法改正「野焼き禁止」 家電リサイクル法施行（4品目）
〃 8月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事着工
平成14年 3月	白河地方清掃センター「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事竣工
〃 5月	ごみの減量化・資源化施設の西白河地方リサイクルプラザ建設工事着工
〃 7月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事竣工
平成15年10月	資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクル法施行
平成16年 3月	西白河地方リサイクルプラザ建設工事竣工
平成17年11月	組合構成市町村の合併により、構成8市町村から1市1町3村の5市町村となる
平成21年 4月	家電リサイクル法改正、2品目が追加され6品目となった
平成22年 4月	資源物持ち去り監視業務（早朝パトロール）実施
平成23年 3月	3月11日、東日本大震災により構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受け、災害廃棄物の受入処理を行うとともに、被災施設の復旧を開始した
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3月31日	西白河地方衛生処理一部事務組合解散
〃 4月 1日	組合統合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、衛生課が業務担当となる

(3) 滞納整理課

1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

三位一体の改革により、国から地方への税源移譲が平成19年度に実施され、地方における税務行政は税負担の公平性を維持し税収入を確保するため、厳正な滞納処分を実施する専門的な組織の設置が求められてきました。

しかしながら、平成21年のリーマンショック以降、長引く景気低迷、更には東日本大震災の影響により、市町村の基幹的財源である「地方税」の確保は年々厳しさを増す中、圏域9市町村共通の喫緊の課題である地方税滞納の解消を図るとともに、市町村行政への信頼性の確保と向上を図るため、共同で滞納整理を実施する専門的な組織が必要であるとの結論に至り、平成26年10月1日に白河地方広域市町村圏整備組合に滞納整理課を新設し、常時4名(市町村からの派遣職員)体制により業務を実施しています。

1. 業務内容

- ① 構成市町村から滞納事案を引き受けて、財産調査や搜索のうえ財産の差押えや公売による換価を行う。
- ② 構成市町村職員の徴収技術や専門知識の向上を図る。

2. 令和元年度の実績

(1) 引受案件状況

(単位：千円、件)

区 分	割当件数	引受件数	引受滞納額本税
R1	250	257	195,873

(2) 滞納額階層別移管件数内訳

(単位：千円、件、%)

区 分	0～500	500 ～ 1,000	1,000 ～ 2,000	2,000 ～ 3,000	3,000 以上	計
R1	122	71	42	18	4	257
割 合	47.47	27.63	16.34	7.00	1.56	100.00

(3) 処理状況

(単位：件)

区 分	引受件数	完納件数	一部納付件数	差押件数	納付誓約件数
R 1	257	98	150	426	95

(4) 収納状況

(単位：千円、件、%)

区 分	引受滞納額 (A)	徴収金額 (B)	本税徴収率 (C/A)		完納件数	完納率
			本税(C)	附帯金等 (B) - (C)		
R 1	195, 873	157, 349	123, 830	33, 519	98	38. 13

(5) 税目別徴収状況

(単位：千円、%)

税 目	引受滞納額本税 (A)	徴収額本税 (B)	徴収率 (B / A)
市 町 村 民 税	49, 347	29, 562	59. 90
固 定 資 産 税	42, 270	29, 075	68. 78
軽 自 動 車 税	2, 321	1, 258	54. 20
国民健康保険税	101, 935	63, 935	62. 72
合 計	195, 873	123, 830	63. 21

(6) 滞納処分状況

(単位：千円、件、%)

区 分	差押件数 (延べ)								合 計
	不動産	自動車等	出資金	動産	預貯金	給与	生命 保険	その他	
件 数	9	3	2	3	85	157	21	146	426
割 合	2. 11	0. 71	0. 47	0. 71	19. 95	36. 85	4. 93	34. 27	100. 00
換価額	5, 547	1, 320	610	28	11, 913	10, 472	7, 157	20, 258	57, 305

(4) 用水供給課

1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

水道用水供給事業は、昭和62年11月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により、「白河地方水道用水供給企業団」を設立し、福島県が建設する堀川ダムを水源とした水道用水供給を行うため、昭和63年4月に福島県知事から白河地方水道用水供給事業の認可を受け、堀川ダムの建設に合わせて施設整備を行いました。

平成12年11月、堀川ダムが竣工したことにより、平成13年4月から圏域8市町村に用水供給を開始しております。

その後、平成16年12月に棚倉町が加入し、用水供給圏域が現在の6市町村となり、1日あたり最大21,310m³の供給水量となっております。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、用水供給課において、業務を継続しています。

1. 用水供給事業

浄水場の名称 芝原浄水場

所在地 西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11

敷地面積 20,294m²

浄水能力 22,900m³/日（一日最大取水量）

一日最大供給量 21,310m³/日

水源 堀川ダム（多目的ダム）

位置：西郷村大字真船字横川（左岸）

西郷村大字小田倉字谷津田（右岸）

型式：中央コア型ロックフィルダム

総貯水容量：5,500,000m³

有効貯水容量：5,200,000m³

浄水方式 急速ろ過方式

浄水施設 減圧井、粉末活性炭接触池、着水井、混和池、フロック形成池、薬品沈澱池、急速ろ過池、浄水池

排水施設 排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機棟

送水施設 流量計室：9箇所【白河市白坂・表郷・東・大信、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町】

圧力調整池：白河市白坂地内【タンク容量1,000m³】

梅ヶ沢増圧ポンプ場：白河市表郷八幡地内

鶴子山増圧ポンプ場：白河市白坂地内

緊急遮断弁室：白河市関辺川前地内

管路延長 導水管：φ400mm L=3,877m

送水管：φ200mm～φ600mm L=80,141m

◎令和元年度供給量実績

(単位：m³)

構成市町村	一日最大供給量	一日平均供給量	年間供給量	供給率
白河市	6,800	6,365	2,329,424	93.6%
矢吹町	4,800	4,798	1,756,036	100.0%
西郷村	1,600	1,456	532,773	91.0%
泉崎村	3,510	3,017	1,104,359	86.0%
中島村	1,600	1,506	551,172	94.1%
棚倉町	3,000	2,999	1,097,647	100.0%
計	21,310	20,141	7,371,411	94.5%

※一日平均供給量 = 年間供給量 ÷ 365 (366) 日

◎年間供給量実績

(単位：m³)

構成市町村	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	供給量	供給率	供給量	供給率	供給量	供給率
白河市	2,339,507	94.3%	2,370,225	95.5%	2,334,726	94.1%
矢吹町	1,751,391	100.0%	1,751,880	100.0%	1,750,977	99.9%
西郷村	554,542	95.0%	563,174	96.4%	547,876	93.8%
泉崎村	1,109,726	86.6%	1,157,162	90.3%	1,144,607	89.3%
中島村	581,477	99.6%	576,633	98.7%	558,933	95.7%
棚倉町	1,094,864	100.0%	1,094,985	100.0%	1,095,000	100.0%
計	7,431,507	95.5%	7,514,059	96.6%	7,432,119	95.6%

◎令和2年度水道法に基づく水質基準項目

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
(1)	一般細菌	18	テトラクロエチレン	35	銅及びその化合物
(2)	大腸菌	19	トリクロエチレン	36	ナトリウム及びその化合物
3	カルシウム及びその化合物	20	ベンゼン	37	マンガン及びその化合物
4	水銀及びその化合物	21	塩素酸	(38)	塩化物イオン
5	セレン及びその化合物	22	クロ酢酸	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
6	鉛及びその化合物	23	クロホルム	40	蒸発残留物
7	ヒ素及びその化合物	24	ジクロ酢酸	41	陰イオン界面活性剤
8	六価クロム化合物	25	ジブromクロロメタン	42	ジエオキシ
9	亜硝酸態窒素	26	臭素酸	43	2-メチルイソボルネオール
10	アン化物イオン及び塩化アン	27	総トリハロメタン(22. 24. 28. 29の総和)	44	非イオン界面活性剤
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	28	トリクロ酢酸	45	フェノール類
12	フッ素及びその化合物	29	ブromジクロロメタン	(46)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
13	砒素及びその化合物	30	ブromホルム	(47)	pH値
14	四塩化炭素	31	ホルムアルデヒド	(48)	味
15	1,4-ジメチルベンゼン	32	亜鉛及びその化合物	(49)	臭気
16	(シス及びトランス)-1,2-ジクロエチレン	33	アルミニウム及びその化合物	(50)	色度
17	ジクロロメタン	34	鉄及びその化合物	(51)	濁度

(水道法第4条に基づく水質基準に関する省令「平成15年5月30日厚生労働省令第101号」規定による)

◎令和２年度広域圏水質基準項目定期検査頻度（計画）

	水質基準３９項目	水質基準５１項目	水質基準毎月９項目
原水（浄水場入口水）	４回／年（５，８，１１，２月）	－	－
浄水（浄水場出口水）	－	４回／年（５，８，１１，２月）	－
白河市大信流量計室（供給地点）	－	４回／年（５，８，１１，２月）	左記の月を除き毎月（８回／年）
その他流量計室（供給地点）	－	－	毎月（１２回／年）
厚生労働省水道課長通知規定の検査頻度	１回／年以上	－	－
供給地点の法定検査頻度	－	４回／年以上	１回／月以上

※原水は法定ではなく、水質基準適用外です。

※原水は全５１項目から「消毒副生成物１１項目」と「味」を除いた３９項目です。

※「消毒副生成物１１項目」は項目の表の項番２１～３１の項目です。

※毎月９項目は項目の表の項番（１），（２），（３８），（４６），（４７），（４８），（４９），（５０），（５１）の項目です。

※定期検査以外にも、水質異常発生時には臨時検査も行います。

◎令和元年度水道法に基づく水質基準項目検査実績（延べ検体数）

（単位：検体）

	水質基準３９項目 （原水）	水質基準５１項目 （浄水）	水質基準毎月９項目 （浄水）
広域圏	４	８	１０４
計	４	８	１０４

◎令和２年度放射性物質モニタリング検査頻度（計画）

	堀川ダム流入水 （堀川及び横川）	原水 （浄水場入口水）	浄水
広域圏	１回／月	１回／週	１回／週
市町村	－	－	１回／２週

※浄水は「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づく基本検査頻度です。

※堀川ダム流入水及び原水は広域圏が独自に行います。

◎令和元年度放射性物質モニタリング検査実績（延べ検体数）

（単位：検体）

	堀川ダム流入水 （堀川及び横川）	原水 （浄水場入口水）	浄水
広域圏	２４	４９	４９
白河市	－	－	２２５
矢吹町	－	－	５０
西郷村	－	－	１２５
泉崎村	－	－	０
中島村	－	－	２５
棚倉町	－	－	１６８
矢祭町	－	－	７２
塙町	－	－	１４４
鮫川村	－	－	７２
計	２４	４９	９３０

(旧) 白河地方水道用水供給企業団のあゆみ

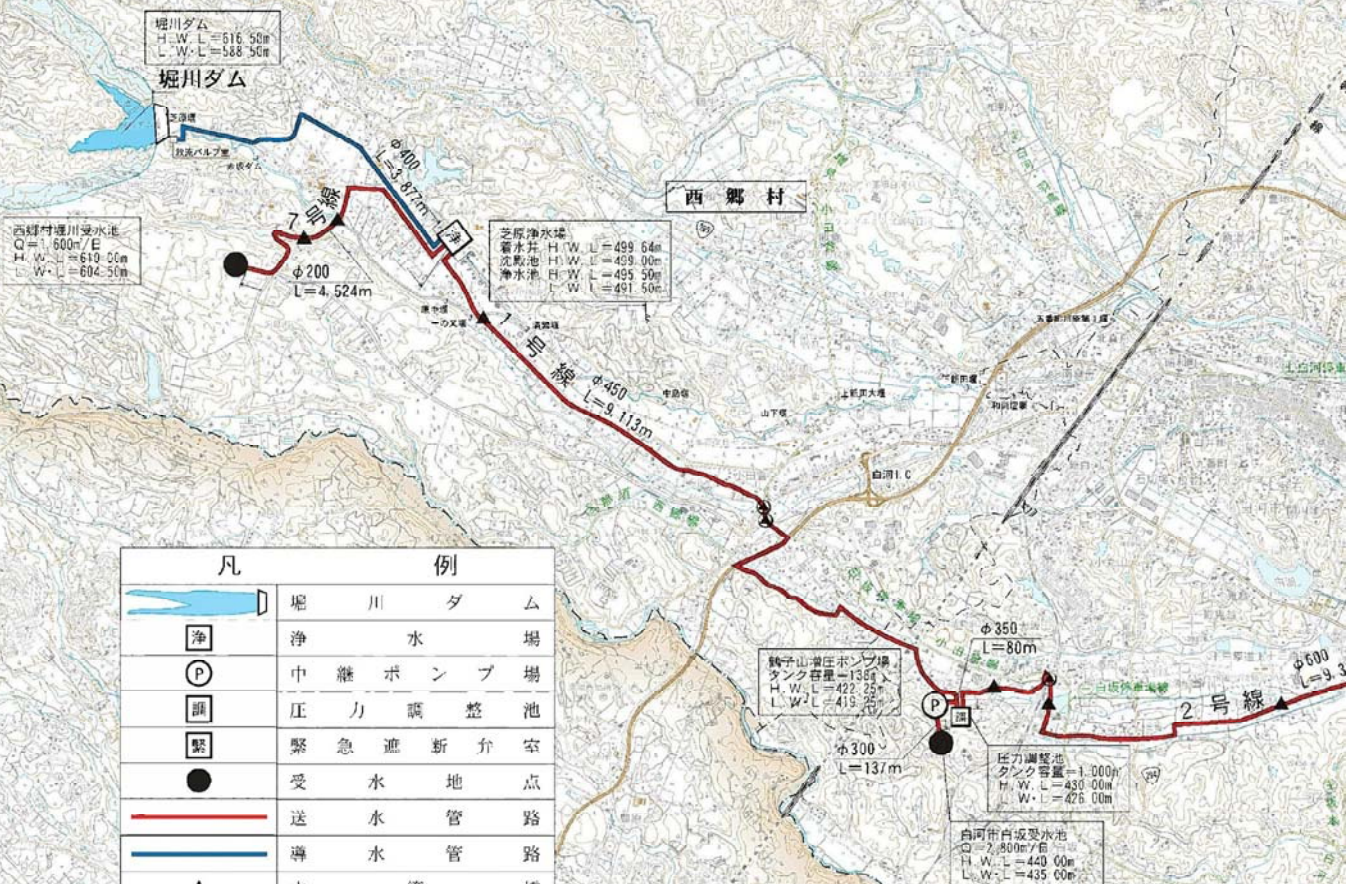
年 月	あ ゆ み
昭和 6 0 年 7 月	堀川ダム建設対策協議会が設置される
昭和 6 2 年 5 月	白河地方水道用水供給企業団設立準備会が設置される
〃 1 1 月	企業団設立許可（福島県指令地第975号） 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 （1市1町6村）
〃 1 2 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する基本協定を県知事と締結
昭和 6 3 年 4 月	水道用水供給事業経営の許可を得る（福島県指令環衛第182号）
〃 7 月	厚生省に水道水源開発施設整備事業として採択される
平成 元 年 9 月	厚生省に特定広域化施設整備事業として採択される
平成 3 年 1 1 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額及び負担割合の変更
平成 5 年 2 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
〃 7 月	建設大臣より阿武隈川水系堀川水利使用許可を得る（建設省東北地河調発第11号）
平成 7 年 1 0 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積及び完成期限
平成 9 年 1 0 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額の変更
平成 1 0 年 6 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積の変更
平成 1 1 年 5 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
平成 1 2 年 1 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※完成期限の変更
〃 1 1 月	棚倉町分水に関する基本協定を棚倉町と締結
〃 1 1 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※構造の変更
平成 1 3 年 4 月	用水供給開始（18, 310 m ³ /日）
平成 1 6 年 1 2 月	棚倉町の企業団加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町 （1市2町6村） 用水供給量変更（最大21, 310 m ³ /日）
平成 1 7 年 4 月	棚倉町へ1日あたり最大3, 000 m ³ の供給を開始する ※全体の用水供給量（最大21, 310 m ³ /日）
平成 2 4 年 2 月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3 月 3 1 日	白河地方水道用水供給企業団解散
〃 4 月 1 日	組 合 統 合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、用水供給課が業務担当となる

管径別

導 水 管	
管 徑(mm)	延 長(m)
φ400	3.877
合 計	3.877

送水管	
管径(mm)	延長(m)
φ600	9,337
φ450	14,673
φ400	6,383
φ350	101
φ300	8,869
φ250	1,893
φ200	26,585
合 計	67,841

路 線	管 徑(mm)	延 長(m)
棚倉町送水管	φ250	12.300
合 計		12.300

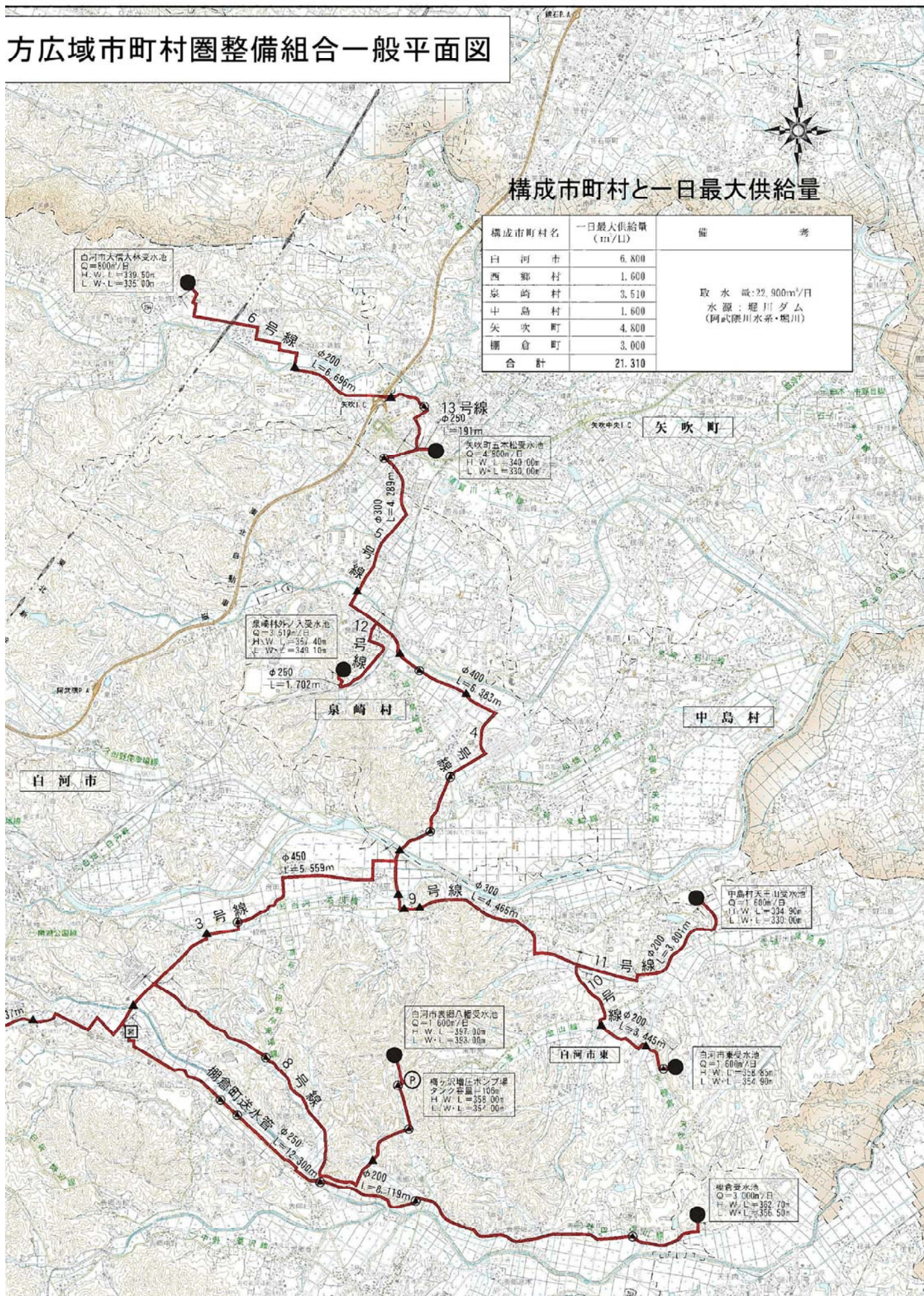


凡	例
	堀 川 ダ ム
	浄 水 場
	中 継 ポ ン プ 場
	圧 力 調 整 池
	緊 急 遮 断 弁 室
	受 水 地 点
	送 水 管 路
	導 水 管 路
	水 管 橋
	推 進 工
	市 町 村 界

方広域市町村圏整備組合一般平面図

構成市町村と一日最大供給量

構成市町村名	一日最大供給量 (m ³ /日)	備 考
白 河 市	6,800	取 水 域: 22,900m ³ /日 水 源: 堀川ダム (阿武隈川水系・堀川)
西 郷 村	1,600	
泉 崎 村	3,510	
中 島 村	1,600	
矢 吹 町	4,800	
棚 倉 町	3,000	
合 計	21,310	

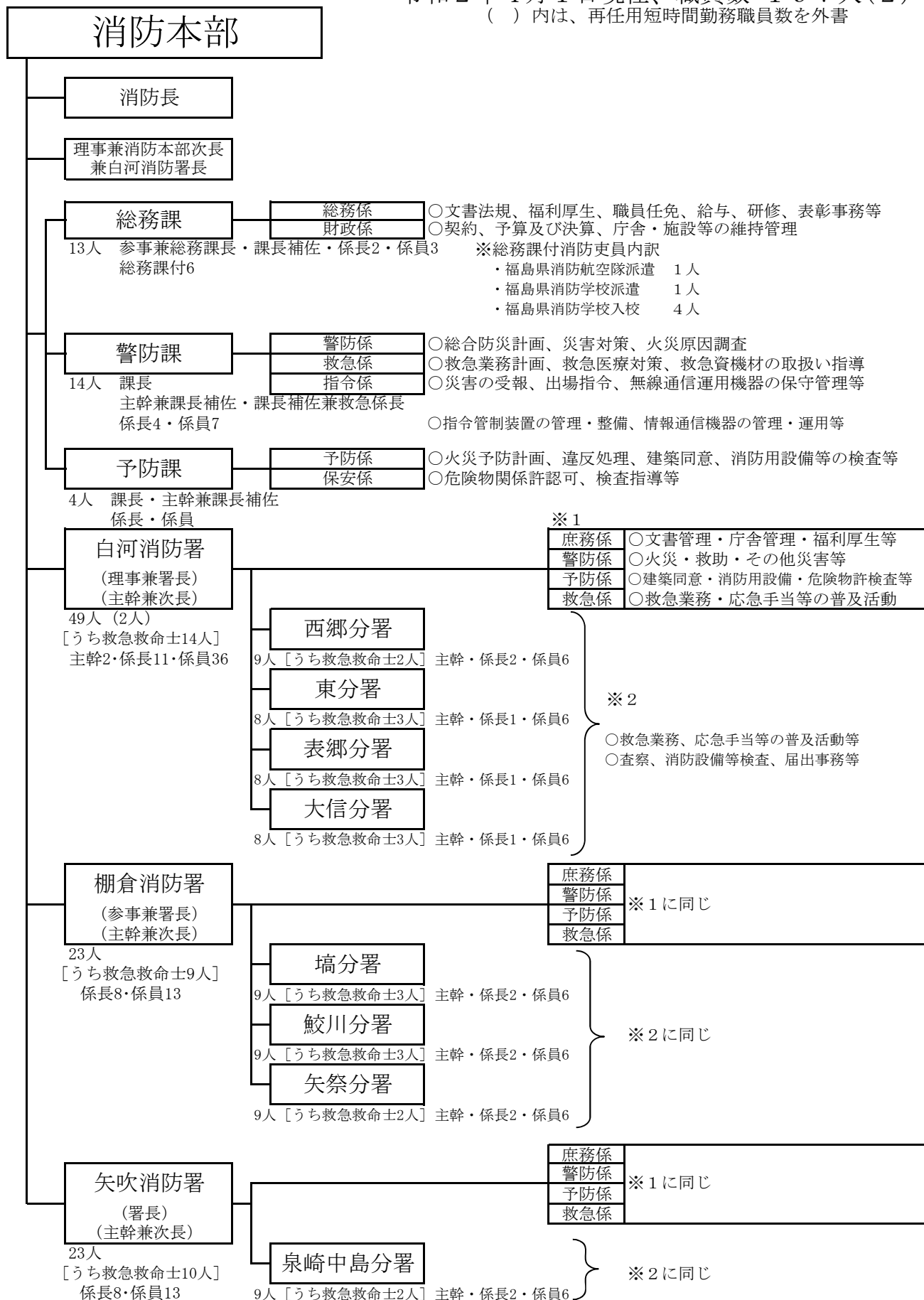


消 防

白河地方広域市町村圏整備組合消防組織

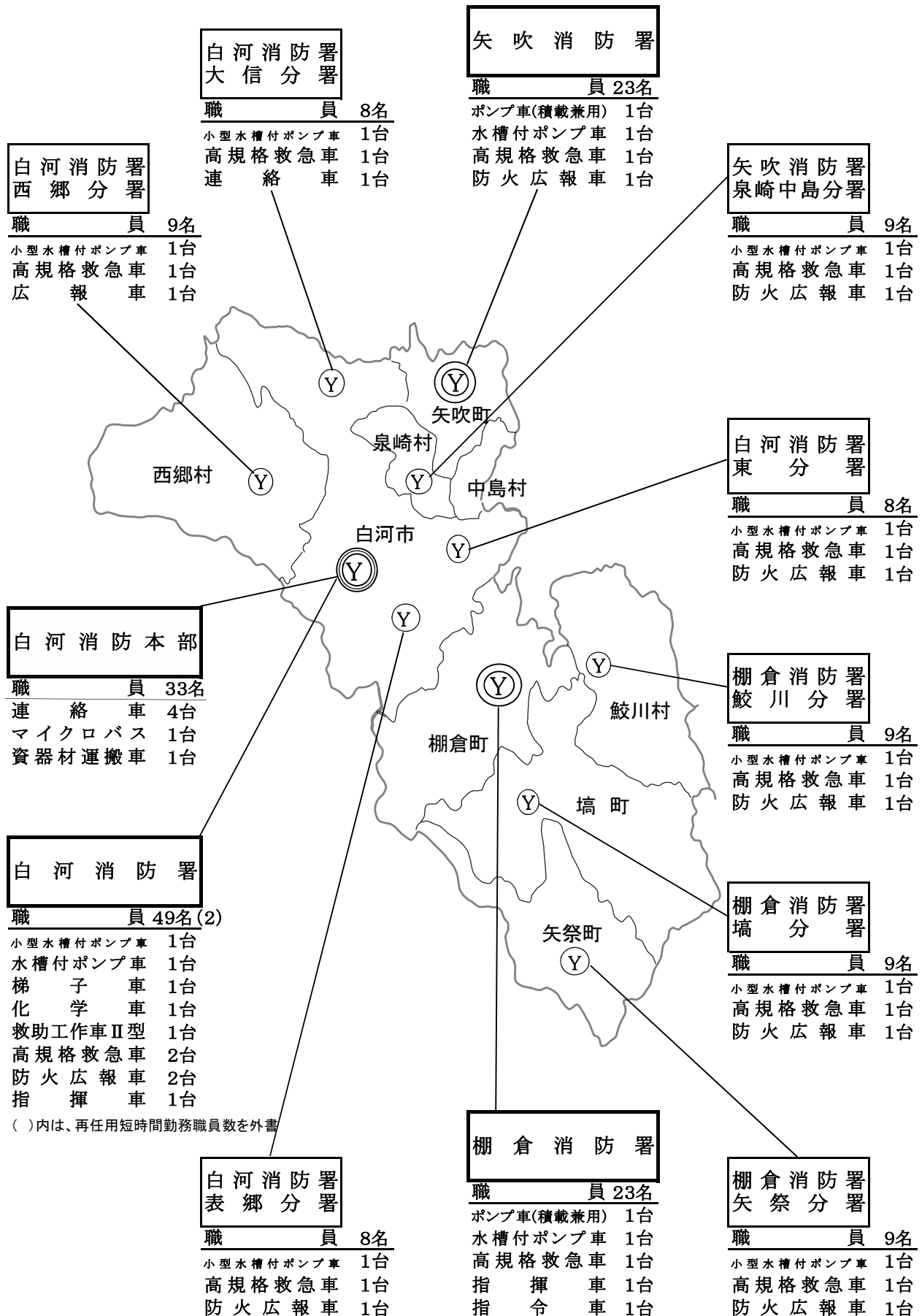
令和2年4月1日現在、職員数 197人(2)

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書



広域消防力分布図

令和2年4月1日現在



所 属 別 階 級 別 配 置 状 況

令和2年4月1日現在 (単位：人)

区 分		消 防 職 員								合 計	
		消 防 吏 員									その他の職員
		消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	小 計		
消 防 本 部	消 防 長	1							1		1
	理事兼消防本部次長兼白河消防署長		1						1		1
	総 務 課		1	3		3			7		7
	警 防 課		1	2	6	5			14		14
	予 防 課		1	1	1	1			4		4
	県 消 防 学 校 派 遣				1				1		1
	県消防防災航空隊派遣					1			1		1
	県 消 防 学 校 入 校							4	4		4
	小 計	1	4	6	8	10		4	33		33
消 防 署 ・ 分 署	白 河 消 防 署			6	9	25	5	4	49	(2)	49
	西 郷 分 署			2	1	6			9		9
	東 分 署			2	1	3	1	1	8		8
	表 郷 分 署			1	2	4	1		8		8
	大 信 分 署			1	3	2		2	8		8
	棚 倉 消 防 署		1	5	4	6	3	4	23		23
	塙 分 署			2	1	3	2	1	9		9
	鮫 川 分 署			2	1	4	1	1	9		9
	矢 祭 分 署			1	2	6			9		9
	矢 吹 消 防 署		1	6	3	9	1	3	23		23
	泉 崎 中 島 分 署			1	4	3	1		9		9
	小 計		2	29	31	71	15	16	164	(2)	164
合 計		1	6	35	39	81	15	20	197	(2)	197

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

階 級 別 勤 続 年 数

令和2年4月1日現在 (単位：人)

階級 勤続年	消防監	消防 司令長	消防司令	消防 司令補	消防士長	消防 副士長	消防士	その他 の職員	計
1年未満							4	(1)	4
1 年							6	(1)	6
2 年							8		8
3 年						1	1		2
4 年					1	2	1		4
5 年					1	2			3
6 年					10	4			14
7 年					7	5			12
8 年					12	1			13
9 年					11				11
1 0 年				1	12				13
1 1 年				3	8				11
1 2 年				2	8				10
1 3 年				1	5				6
1 4 年				1	2				3
1 5 年				3	2				5
1 6 年				2	2				4
1 7 年									
1 8 年				3					3
1 9 年									
2 0 年				4					4
2 1 年				5					5
2 2 年									
2 3 年				4					4
2 4 年			1	4					5
2 5 年			1	3					4
2 6 年				1					1
2 7 年			10	2					12
2 8 年									
2 9 年			1						1
3 0 年			3						3
3 1 年			9						9
3 2 年									
3 3 年			2						2
3 4 年			2						2
3 5 年		1	3						4
3 6 年									
3 7 年		1	2						3
3 8 年	1	4	1						6
3 9 年									
4 0 年									
4 1 年									
計	1	6	35	39	81	15	20	(2)	197

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

市 町 村 別 火

区分 市町村		火 災 発 生 件 数 (件)																焼損面積		
		計	建 物	林 野	車 両	そ の 他	月 別 内 訳												建 物 (㎡)	林 野 (a)
							4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
白河市	H30	26	6	7	1	12	8	2	1	2			1	4	1	1	3	3	331	106
	R元	27	11	5	4	7	7	5			3	1	1	1			2	7	439	297
	増減	1	5	△2	3	△5	△1	3	△1	△2	3	1		△3	△1	△1	△1	4	108	191
西郷村	H30	6	3			3	2		1								1	2	105	
	R元	11	6	1		4	1	1						3	1	1	1	3	386	130
	増減	5	3	1		1	△1	1	△1					3	1	1		1	281	130
泉崎村	H30	3	1		1	1						1			1		1			3
	R元	6	2		1	3	2		1				1	1				1	389	
	増減	3	1			2	2		1			△1	1	1	△1		△1	1	389	△ 3
中島村	H30	3				3				1					2					2
	R元	2		1		1	1											1		3
	増減	△1		1		△2	1			△1					△2			1		1
矢吹町	H30	12	7	1	3	1	2	3		1	2			2		2			550	2
	R元	9	6		1	2	2	1	1					2	1		1	1	112	
	増減	△3	△1	△1	△2	1		△2	1	△1	△2				1	△2	1	1	△ 438	△ 2
棚倉町	H30	8	4	1		3	3	1	1								2	1	576	2
	R元	5	1	1		3	1	3									1		195	
	増減	△3	△3				△2	2	△1								△1	△1	△ 381	△ 2
矢祭町	H30	3	1			2									1	1	1		62	
	R元	1	1				1												175	
	増減	△2				△2	1									△1	△1	△1	113	
塙町	H30	7	4	1	1	1				1	2					1	2	1	275	44
	R元	6	2	1		3	1	1	1	2								1	119	1
	増減	△1	△2		△1	2	1	1	1	1	△2					△1	△2		△ 156	△ 43
鮫川村	H30	3	3										1		1		1		313	13
	R元																			
	増減	△3	△3										△1		△1		△1		△ 313	△ 13
計	H30	71	29	10	6	26	15	6	3	5	4	1	2	6	5	5	11	8	2,212	172
	R元	67	29	9	6	23	16	11	3	2	3	1	2	7	2	1	5	14	1,815	431
	増減	△4		△1		△3	1	5		△3	△1			1	△3	△4	△6	6	△ 397	259

災 発 生 状 況

平成31年4月1日～令和2年3月31日 (単位：件)

焼損棟数 (棟)				罹災世帯 (世帯)			罹 災 人 員 (人)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 見 積 額 (千円)				
全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	全 損	半 損	小 損				計	建 物	林 野	車 両	そ の 他
2		2	4	1		3	12		5	5,323	4,141	307	332	543
3		7	5	1	2	4	6	2	3	36,781	21,373	9,217	6,174	17
1		5	1		2	1	△6	2	△2	31,458	17,232	8,910	5,842	△526
1		1	1						2	812	489		323	
3			3	2		4	9		4	23,423	23,289	133		1
2		△1	2	2		4	9		2	22,611	22,800	133	△323	1
			1							38,205	38,000		205	
2				1			5	1	2	7,379	7,369		10	
2			△1	1			5	1	2	△30,826	△30,631		△195	
										20				20
										3				3
										△17				△17
4	1	1	2	2		2	5	1		8,496	8,056		440	
4		3	1	2		2	16		1	1,694	1,232		462	
	△1	2	△1				11	△1	1	△6,802	△6,824		22	
3	1		1	3		1	9	2	1	3,426	3,404	22		
1		1		1			3			2,551	2,543	8		
△2	△1	1	△1	△2		△1	△6	△2	△1	△875	△861	△14		
	1									2,843	2,843			
2		2				1	2			1,832	1,832			
2	△1	2				1	2			△1,011	△1,011			
4		2								7,631	7,363	63	62	143
2										2,165	69	14		2,082
△2		△2								△5,466	△7,294	△49	△62	1,939
4			1	1			4			6,642	6,227	257	158	
△4			△1	△1			△4			△6,642	△6,227	△257	△158	
18	3	6	10	7		6	30	3	8	73,398	70,523	649	1,520	706
17		13	9	7	2	11	41	3	10	75,828	57,707	9,372	6,646	2,103
△1	△3	7	△1		2	5	11		2	2,430	△12,816	8,723	5,126	1,397

市 町 村 別 火 災 原 因 状 況

平成31年4月1日～令和2年3月31日 (単位：件)

市町村別 原因別	白 河 市	西 郷 村	泉 崎 村	中 島 村	矢 吹 町	棚 倉 町	矢 祭 町	塙 町	鮫 川 村	合 計	割 合
たばこ	2	1	1			2				6	9.0%
こんろ	1									1	1.5%
かまど											
風呂かまど	1					1				2	3.0%
炉											
焼却炉											
ストーブ											
ボイラー											
排気管											
煙突・煙道											
電気機器	1		1							2	3.0%
電灯・電話の配線					1					1	1.5%
内燃機関											
配線器具	1									1	1.5%
火あそび					1	1				2	3.0%
取灰											
溶接機 溶断機											
たき火	8	2	2	2	4			1		19	28.4%
衝突の火花	2							1		3	4.5%
火入れ	2									2	3.0%
放火・放火の疑い	2	2	1					2		7	10.4%
その他	4	5			1		1	2		13	19.4%
不明調査中	3	1	1		2	1				8	11.8%
合 計	27	11	6	2	9	5	1	6		67	100.0%

過 去 5 年 間 の 火 災 状 況

平成31年4月1日～令和2年3月31日

年 別 区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
火災発生件数 (件)	建 物 火 災	25	28	30	29	29
	林 野 火 災	9	8	7	10	9
	車 両 火 災	10	7	16	6	6
	そ の 他 の 火 災	21	16	19	26	23
	合 計	65	59	72	71	67
焼損棟数 (棟)	全 焼	13	24	11	18	17
	半 焼	1	2	3	3	
	部 分 焼	7	10	7	6	13
	ぼ や	14	15	14	10	
	合 計	35	51	35	37	30
焼損面積	建物面積 (㎡)	1,184	13,625	1,609	2,212	1,815
	林野面積 (a)	163	126	129	172	431
罹災世帯数 (世帯)	全 損	5	8	10	7	17
	半 損			4		
	小 損	7	11	11	6	13
	合 計	12	19	25	13	30
	罹 災 人 員	30	42	26	30	60
損害見積額 (千円)	建 物 火 災	30,146	470,134	63,323	70,523	57,707
	林 野 火 災	83	3,645		649	9,372
	車 両 火 災	2,169	1,809	3,475	1,520	6,646
	そ の 他 の 火 災	261	281	27	706	2,103
	合 計	32,659	475,869	66,825	73,398	75,828
者死数傷 (人)	死 者		4	1	3	3
	負 傷 者	6	7	12	8	10
1日平均損害額 (千円)		89	1,304	183	201	208
1件当たりの建物平均損害額 (千円)		1,206	16,791	2,111	2,432	1,990
1日当たりの建物平均損害額 (千円)		83	1,288	173	193	158

発 生 場 所 別

種別 市町村別		合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害			
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員		
白 河 市	旧白河	2, 661	2, 050	2, 405	1, 850	8	2	10	3	2		162	163	17	16
	表郷		269		245	5		6	2			11	12	5	4
	大信		163		141	4		4				5	3	1	1
	東		179		169							15	15	3	3
西郷村		784		719		8	4			1	1	46	47	5	5
泉崎村		267		245		5						25	26	2	2
中島村		189		177		1						8	8	4	4
矢吹町		701		643		8						40	44	12	12
棚倉町		537		491		3		2	2			46	43	7	5
矢祭町		226		205		1						18	18		
塙 町		370		346		3						12	14	6	6
鮫川村		137		126								12	2	2	2
その他		14		12		1						4	2		
合計		5, 886		5, 369		47	6	22	7	3	1	404	397	64	60
前年同期		5, 874		5, 267		53	6			2	1	503	475	64	60
比 較		12		102		△ 6		22	7	1		△99	△78		

署 別 救 急

種別 署別		合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
白河		2,044	1,834	23	4	5	3	2		161	167	13	13
西郷		514	467	2	1			1	1	29	27	4	4
東		329	293	3		1				26	23	7	6
表郷		392	363	4		2	1			25	25	8	7
大信		255	236	3						9	9	1	1
計		3,534	3,193	35	5	8	4	3	1	250	251	33	31
棚倉		494	455	1		4	3			40	37	6	4
塙		351	330	1						11	11	4	4
矢祭		240	220							16	18	2	2
鮫川		138	126	2						10	10	2	2
計		1,223	1,131	4		4	3			77	76	14	12
矢吹		667	614	3						41	45	12	12
泉崎中島		462	431	5	1					36	37	5	5
計		1,129	1,045	8	1					77	82	17	17
合計		5,886	5,369	47	6	12	7	3	1	404	409	64	60

救 急 出 動 状 況

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで (単位：件、人)

運動競技		一般負傷		加 害		自損行為		急 病		その他		前年同期		比 較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
6	6	261	242	11	6	15	9	1,368	1,232	194	171	2,026	1,771	24	79
		40	38	1	1			199	184	4	4	252	219	17	26
1	1	26	21			1	1	122	112	3	2	200	175	△ 37	△ 34
1	1	41	39			1		118	111			209	179	△ 30	△ 10
4	4	105	98	1	1	10	5	561	511	43	43	760	703	24	16
4	4	42	40			4	2	176	162	9	9	251	236	16	9
		20	20	1	1	2	1	145	136	8	7	188	169	1	8
9	9	89	80	2	1	6	3	475	435	60	59	649	584	52	59
4	4	104	99			7	4	337	309	27	25	533	492	4	△ 1
		37	31	1		3	2	163	152	3	2	231	211	△ 5	△ 6
1	1	45	41	1	1	2	1	218	201	82	81	404	368	△ 34	△ 22
		20	20	1	1			100	90	2	1	155	144	△ 18	△ 18
		2	2					6	6	1		16	16	△ 2	△ 4
30	30	832	771	19	12	51	28	3,988	3,641	436	404	5,874	5,267	12	102
35	34	770	716	17	12	72	45	3,960	3,567	398	351				
△ 5	△ 4	62	55	2		△ 21	△ 17	28	74	38	53				

出 動 状 況

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで (単位：件、人)

運動競技		一般負傷		加 害		自損行為		急 病		その他		前年同期		比 較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
5	5	274	254	11	6	13	7	1,406	1,265	131	110	2,007	1,751	37	83
4	4	73	67	1	1	8	4	384	352	8	6	512	474	2	△ 7
2	3	57	55			3		225	203	5	3	316	280	13	13
2	2	58	57	1	1	2	1	275	255	15	14	370	329	22	34
2	1	24	20			1	1	127	117	88	87	258	236	△ 3	
15	15	486	453	13	8	27	13	2,417	2,192	247	220	3,463	3,070	71	123
2	2	96	89			6	4	309	287	30	29	510	467	△ 16	△ 12
2	2	44	42	1	1	2	1	210	193	76	76	394	363	△ 43	△ 33
		36	31	1		3	2	176	163	6	4	239	223	1	△ 3
		21	20	1	1			100	92	2	1	157	143	△ 19	△ 17
4	4	197	182	3	2	11	7	795	735	114	110	1,300	1,196	△ 77	△ 65
8	8	81	71	2	1	4	2	461	421	55	54	646	587	21	27
3	3	68	65	1	1	9	6	315	293	20	20	465	414	△ 3	17
11	11	149	136	3	2	13	8	776	714	75	74	1,111	1,001	18	44
30	30	832	771	19	12	51	28	3,988	3,641	436	404	5,874	5,267	12	102

月 別 救 急 出 動 状 況

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位：件)

月別 種別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
火 災	9	8	3	1	3		3	8	2		4	6	47
自然災害							12						12
水 難				2						1			3
交通事故	42	24	32	36	46	34	24	39	48	29	24	26	404
労働災害	3	6	7	3	7	5	6	6	2	5	8	6	64
運動競技	2	2	3		14	2	2	2	1	1	1		30
一般負傷	79	64	62	74	65	68	65	77	78	74	63	63	832
加 害	3	1	1	1	7	1	2				1	2	19
自損行為	5	8	1	7	4	6	1	6	4		6	3	51
急 病	322	321	306	341	383	315	302	335	356	383	320	304	3,988
そ の 他	34	39	39	38	41	28	38	27	40	43	29	40	436
合 計	499	473	454	503	570	459	455	500	531	536	456	450	5,886

市 町 村 別 救 急 業 務 実 施 状 況

市町村別	人 口 (人) 平成31年 4月1日現在	救急出動件数 (件)		対前年 増減率 (%)	救急出動頻度	A内における人口 100人当たりの救急 出動件数 (件)
		平成30年度	平成31年度 A			
白河市	61,242	2,687	2,661	△1.0	1日に 7.3 回	4.35
西郷村	20,101	760	784	3.2	1日に 2.1 回	3.90
泉崎村	6,447	251	267	6.4	1日に 0.7 回	4.14
中島村	5,067	188	189	0.5	1日に 0.5 回	3.73
矢吹町	17,354	649	701	8.0	1日に 1.9 回	4.04
棚倉町	14,072	533	537	0.8	1日に 1.5 回	3.82
矢祭町	5,773	231	226	△2.2	1日に 0.6 回	3.91
塙 町	8,702	404	370	△8.4	1日に 1.0 回	4.25
鮫川村	3,389	155	137	△11.6	1日に 0.4 回	4.04
その他※	-	16	14	△12.5	26日に 1 回	-
計	142,147	5,874	5,886	0.2	1日に 16.1 回	4.14

※その他は圏域市町村以外の救急出動

